

令和3年第3回（9月）定例会

西伊豆町議会会議録

令和3年 9月7日 開会

令和3年 9月17日 閉会

西伊豆町議会

令和3年第3回（9月）西伊豆町定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （9月7日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○議会運営委員会報告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○一般質問	11
松田貴宏君	11
増山勇君	20
浅賀元希君	38
高橋敬治君	62
○散会宣告	86

第 2 号 （9月8日）

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	87
○出席議員	87

○欠席議員	87
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	87
○職務のため出席した者	88
○開議宣告	89
○議事日程説明	89
○一般質問	89
堤 和 夫 君	89
堤 豊 君	107
仲 田 慶 枝 君	119
芹 澤 孝 君	139
○報告第2号の上程、報告	153
○報告第3号の上程、報告	154
○報告第4号の上程、報告	155
○散会宣告	155

第 3 号 (9月9日)

○議事日程	156
○本日の会議に付した事件	156
○出席議員	157
○欠席議員	157
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	157
○職務のため出席した者	157
○開議宣告	158
○議事日程説明	158
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	199

○認定第1号から認定第6号の一括上程、説明	201
○監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見	216
○認定第1号から認定第6号の質疑、委員会付託	221
○休会の議決	227
○散会宣告	227

第 4 号 (9月17日)

○議事日程	229
○本日の会議に付した事件	229
○出席議員	229
○欠席議員	230
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	230
○職務のため出席した者	230
○開議宣告	231
○議事日程説明	231
○認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	233
○認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	236
○認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	239
○認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	241
○認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	242
○認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	245
○発議第3号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決	247
○常任委員会の閉会中の継続調査について	248
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	248
○閉会宣告	248
○署名議員	250

西伊豆町告示第80号

令和3年第3回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月30日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和3年9月7日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

5 番 芹 澤 孝 君

7 番 山 田 厚 司 君

9 番 堤 和 夫 君

2 番 浅 賀 元 希 君

4 番 堤 豊 君

6 番 高 橋 敬 治 君

8 番 西 島 繁 樹 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和3年第3回（9月）定例町議会

（第1日 9月7日）

令和3年第3回(9月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月7日(火)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 松田 貴宏 君

2番 浅賀 元希 君

3番 仲田 慶枝 君

4番 堤 豊 君

5番 芹澤 孝 君

6番 高橋 敬治 君

7番 山田 厚司 君

8番 西島 繁樹 君

9番 堤 和夫 君

10番 増山 勇 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星野 淨晋 君

副町長 高木 光一 君

教育長 鈴木 秀輝 君

総務課長 白石 洋巳 君

まちづくり課長 長島 司 君

窓口税務課長 渡邊 貴浩 君

健康福祉課長	平野秀子君	産業建設課長	松本正人君
防災課長	佐野浩正君	環境課長	鈴木昇生君
会計課長	森健君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会 教育事務局 局長	真野隆弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷きよみ	書記	堤浩之
--------	-------	----	-----

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議会運営委員会報告

○議長（山田厚司君） 議会運営委員長、高橋敬治君。

○議会運営委員長（高橋敬治君） 議会運営委員会から報告いたします。

現在、静岡県は、緊急事態宣言の発令中でありますので、本9月定例会は、新型コロナウイルス感染予防策のため議会の傍聴をご遠慮させていただくことといたしました。

以上、報告いたします。

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 直ちに、本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら上着をはずして結構です。

質問、答弁は明確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言をしてください。

一般質問者は答弁中、苦しいようでしたらマスクを外してけっこうです。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田厚司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 芹澤 孝 君、

6番 高橋 敬治 君、

補欠 8番 西島 繁樹 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山田厚司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月17日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（山田厚司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の出張および会議の出務については、お手元に文書をもって配布いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山田厚司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告事項がありますので、これを許します。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず1ページから6ページにつきましては、私と副町長の主な行動でございますので、紙面にてご報告とかえさせていただきます。

それでは、7ページをお願いいたします。

まず、総務課の総務係、中国人殉難者慰霊碑の参拝についてでございます。令和元年度まで、大沢里白川町内会と共同で開催をしておりました中国人殉難者慰霊の集いでございますが、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月14日、町3役と白川町内会長で慰霊碑を参拝をしております。

次に、静岡県知事選挙についてでございます。6月4日から静岡県知事選挙の期日前投票を実施いたしました。6月20日、静岡県知事選挙が執行され、有権者数は6,638人で、投票者数が4,291人、投票率は64.64%となり、前回比7.04ポイントの増となりました。

なお、今回の選挙から、大沢里地区の投票所を1箇所統合いたしました。混乱はございませんでした。

次に、熱海市災害業務支援についてでございます。7月3日に発生いたしました熱海市の伊豆山土砂災害の復旧支援のため、7月26日から30日までの5日間、窓口業務の支援に1名、そして8月15日から20日までの6日間、支援物資の仕分けに1名の職員を派遣しております。

9ページをお願いいたします。

次に、窓口税務課の課税係、国民健康保険税の課税状況についてでございますが、令和3年度国民健康保険税の本算定状況は下記のとおりでございます。

次に、個人町民税の課税状況につきましては、令和3年度当初の個人町民税の課税状況も、下記のとおりでございます。

次に、納税徴収係の収入状況についてでございますが、7月末現在の町税収入の状況は、下記のとおりでございます。

次に、窓口年金係、社会を明るくする運動については、第71回社会を明るくする運動が7月1日から7月31日までの1か月間を強化月間として全国的に展開されました。今年度は、接触型の街頭キャンペーン活動を中止し、広報紙及びメール配信サービスでPR活動を実施したところでございます。

次のページをお願いいたします。個人番号カードの交付状況についてでございますが、7

月末現在の交付状況は下記のとおりでございます。交付率につきましては62.76%、県内1位、全国5位、町村の全国順位は3位でございます。なお、静岡県の交付率につきましては、36.45%、全国の交付率は35.87%となっております。

次のページをお願いいたします。まちづくり課の企画調整係、静岡まるごと移住フェアについてでございます。7月11日にオンラインによる移住相談会が開催され、当日は2組と面談し、空き家の状況や仕事、当町への移住方法などについて相談を受けております。

次に、食部会による台湾の大学生との異文化交流について。7月16日に台湾の大学生3名と食部会による、ところてんを使った食の交流会が行われました。また、当町で漁が盛んなイカにちなんだ台湾の家庭料理や、西伊豆の家庭料理などが振る舞われ、お互いの食文化を紹介して親交を深めたところでございます。

次に、ふるさと納税係のふるさと納税の状況については、令和3年7月31日現在で2万4,410件、2億6,380万5,500円の寄附をいただいております。

次に、商工係の緊急事業継続支援金の給付につきましては、首都圏などの緊急事態宣言の延長により事業収入が減少している観光関係事業者の方へ、事業継続の支援、地域産業の維持を目的に、6月22日から緊急事業継続支援金を交付いたしました。交付件数は63件で、交付額は9,706万4,000円でございます。

次に、姉妹町交流フェアについてでございますが、姉妹町であります山梨県市川三郷町と相互の町のPRや販路開拓を図るため、西伊豆産地直売施設のはんばた市場を介し、物産展を行いました。7月24日に市川三郷町にありますみたまの湯におきまして、西伊豆町の特産物を、また、7月25日には西伊豆町のはんばた市場におきまして、市川三郷町の特産品である桃の販売をし、多くの方にご来場をいただき大盛況となりました。

次に、新型コロナウイルスまん延防止措置に係る飲食店等への時短要請についてでございます。当町が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたため、8月8日から31日までの間、町内飲食店へ営業時間の短縮要請を行いました。飲食店58件、大型集合施設2件に周知をしたところでございます。

次に、観光係の海の安全祈願祭につきましては、7月15日、クリスタルビーチにおきまして、西伊豆町観光協会主催の海の安全祈願祭を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策として、昨年度と同様に神事のみで行事で済ませたところでございます。

次に、海水浴場の開設につきましては、7月22日から8月29日まで、町内9箇所の海水浴場を開設いたしました。8月20日からの緊急事態宣言に伴い、夏季対策連絡会委員と協議を

した結果、乗浜海水浴場、浮島海水浴場、クリスタルビーチの3箇所は開設を継続し、残りの6箇所は閉鎖をしたところでございます。

次に、堂ヶ島火祭りにつきましては、7月に24日、堂ヶ島公園におきまして、西伊豆町観光協会主催の第54回堂ヶ島火祭りを開催いたしました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、例年実施しておりましたステージイベントは行わず、花火のみといたしました。また、観覧者には、密にならないよう、感染症対策のアナウンスを定期的に行ったところでございます。

13ページをお願いします。

防災課の防災安全対策係、災害警戒本部の開設につきましては、7月1日から7月4日、梅雨前線によります大雨警報の発令に伴い、事前配備体制をとりました。大きな被害はありませんでしたが、町内4箇所の避難所に6名の方が避難をされております。内訳につきましては、宇久須地区4名、安良里地区は2名でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、6月16日及び7月28日、近隣市町や町内での新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことから、対策方針の協議と情報の共有を行っております。また、8月17日、当町も緊急事態宣言が8月20日から適用となるため、対策方針の協議と情報の共有を行ったところでございます。

次に、健康福祉課の健康係、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。5月11日から6月21日までの38日間、健康増進センター、旧田子中学校体育館、中央公民館、住民防災センターにおいて、65歳以上の方を対象とした集団接種を実施しております。接種者は、1回目2,878人、2回目2,852名でございます。7月16日から8月10日までの8日間、住民防災センターにおきまして、19歳から64歳までの方を対象とした集団接種を実施しております。接種者は、1回目、1,214人、2回目、1,200人でございます。集団接種以外にも町内の4医療機関で個別接種も実施しております。

次に、福祉係の100歳訪問につきましては、7月29日に100歳を迎えられました仁科の佐藤弥太郎様を、8月20日に森岡まさる様をそれぞれ訪問し、長寿をお祝いをいたしました。両名とも大変お元気で長寿に際し、周囲の方に感謝の意を述べておられました。

次に、健康保険係の健幸づくり給付金につきましては、健幸づくり給付金のご案内を、該当者2,996名へ通知したところでございます。

次に、介護予防事業につきましては、シニアヨガ教室、いきいき健康体操教室、元気アップサポーター養成講座を6月から開催し、7月末までに25回、延べ270人の参加がありました。

引き続き、3月まで94回の開催を予定しております。

次に、環境課の環境保全係、斎場供養祭につきましては、7月12日に斎場におきまして、私と西伊豆町議会議長、そして松崎町長、松崎町議会議長のほか関係15名が参列し、斎場供養祭を執り行わせていただきました。

17ページをお願いいたします。

企業課、水道事業の水道施設の見学につきましては、5月27日に賀茂小学校4年生10名が宇久須第1水源の見学をし、6月に24日には仁科小4年生17名、そして6月29日には田子小4年生11名が先川浄水場を見学しております。

次のページをお願いいたします。教育委員会事務局の学校教育係、富士見町との姉妹町5年生交流（夏季）につきましては、7月6日に宇久須クリスタルビーチにおきまして実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となっております。

次に、社会教育係の町子ども会球技大会、郡子ども会球技大会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっております。

次に、市町対抗駅伝競走大会に向けた練習等につきましては、6月9日に保健センター会議室におきまして駅伝実行委員会を開催し、6月16日、結団式及び候補選手説明会を行いました。候補選手として39名が登録され、7月7日から毎週水曜日に合同練習を行っております。現在は緊急事態宣言が発出されているため、9月12日までの間は自主練習としております。

次のページをお願いいたします。わくわく体験村子ども体験会につきましては、7月10日に、安良里漁協におきまして開校式を行い、その後、係船釣りやSUP体験などを行っていましたが、7月31日のスノーケリングは最後の活動でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止としたところでございます。

次に、わんぱくクラブの開催につきましては、7月29日、30日の1泊2日で、富士宮市にあります県立朝霧野外活動センターで開催する予定でしたが、こちらも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止したところでございます。

次に、施設整備係の保護者との意見交換会の開催につきましては、6月21日、22日の2日間、仁科・伊豆海の両園におきまして、統合認定こども園の建設地について、園の保護者と意見交換会を開催し、45名の参加がございました。

そのほか読み上げなかった事項につきましては、書面でご確認いただければと思います。

以上で行政報告を終わります。

○議長（山田厚司君） 行政報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時52分

◎一般質問

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与します。

◇ 松 田 貴 宏 君

○議長（山田厚司君） 通告1番、松田貴宏君。

1番、松田貴宏君。

[1番 松田貴宏君登壇]

○1番（松田貴宏君） 議長のお許しが出ましたので、壇上より質問いたします。

1、ツキノワグマについて

- (1) 令和3年7月26日に町内で錯誤捕獲されたツキノワグマへの町の対応について
- (2) 再びツキノワグマが町内に現れたときの対応について
- (3) ツキノワグマの生息域の調査について
- (4) ツキノワグマの被害を未然に防ぐための対応について

2、駿河湾フェリーについて

- (1) 一般社団法人ふじさん富士山駿河湾フェリーへの関わりについて
- (2) 一般社団法人ふじさん富士山駿河湾フェリーの今後の見通しについて

1番ツキノワグマについて。

- (1) 令和3年7月26日に町内で錯誤捕獲されたツキノワグマへの町の対応について、住民

からは、町内に放したことについて疑問の声が上がっています。当時の状況と町として考えたこと、結果として放獣することになった理由について伺います。

(2) 再びツキノワグマが町内にあらわれたときの対応について伺います。今回は全くの想定外の事態であり、限られた時間の中での対処は難しかったと思いますが、2度目からは想定外ではありません。今回の経験から、町は再びツキノワグマが現れたときに、どのような対応を考えていて、どのような準備をしていくのか伺います。

(3) 今後の対策を考えるためには、ツキノワグマの生息域の調査が必要だと考えます。ツキノワグマの移動範囲は町内に限らないことから、町として調査を県に要望するのか伺います。

(4) 今回は、たまたま元の生息地から、離れて歩いてきた個体と見られますが、今後もツキノワグマが移動してくる可能性があります。移動してきたツキノワグマが定着して繁殖すると、人間の生活圏とかぶったときに被害が出る恐れがあります。このような事態を未然に防ぐための方策を、町はどのように考えているのか伺います。

2、駿河湾フェリーについて。

(1) 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーへの関わりについて、町はこの社団法人について7分の1の議決権を持っているが、どのような形でこの社団法人の運営についての責任を果たしているのか、町の考えを伺います。

(2) 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーの今後の見通しについて、現状はコロナの影響で、今の体制を続けていかざるを得ないが、企業としてこの形が最適とは思われない。今後、一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーの枠組みを変えていく必要があると思うが、町はどのように考えるのか伺います。

以上で、壇上よりの質問を終わらせていただきます。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは松田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目のツキノワグマについての(1)、令和3年4月26日にということで放獣されたことになった理由についてのご質問でございますが、現況はニホンジカ捕獲用のくくりわなにツキノワグマがかかっておりました。町としては、現場にいた県職員にツキノワグマを動物園などで保護してほしいと依頼をいたしました。が、かないませんでした。放獣した理由でございますが、ニホンジカ捕獲時に、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合に備え、県

が麻酔銃による捕獲の許可を得ており、その中で捕獲後に放獣することが条件となっておりましたので、放獣をされたようでございます。

次に(2)の、再びツキノワグマが町内に現れたときの対応について、どのような考えをして準備をされていくのかというご質問でございますが、県が対応のフローチャートを作成いたしました。錯誤捕獲時と出沒・徘徊時の2パターンがありますが、麻酔銃が使用できない場合や人に向かってきた場合は、危険性を慎重に判断し、銃等による捕殺が考えられます。通常は麻酔銃で捕獲して放獣となっておりますので、その際にGPS等をつけて個体の位置が把握できるように、県に依頼をしております。

次に(3)の今後の対策を考えるため、ツキノワグマの生息域の調査が必要だと考えるが、調査を県に要望するのかというご質問でございますが、すでに県に要望しております。

次に(4)のご質問でございますけれども、県の指導を受けて進めていきたいと思っておりますが、西伊豆町だけでは難しい問題でございますので、賀茂地域や伊豆地域など広域連携での対応が必要と考えております。

次に大きな2点目の駿河湾フェリーについて、一般社団法人、駿河湾フェリーへのかかわりにつきましては、私は社員総会、そして副町長は理事会にそれぞれ出席し、提出された案件の審議に関わることで、社団法人の運営に対する責任を果たしております。新型コロナウイルス感染症の影響により、ふじさん駿河湾フェリーは大変厳しい経営状況に置かれ、フェリーの存在意義が改めて問われておりますが、令和2年度には、「ふじさん駿河湾フェリー経営改善戦略」を承認し、本年度から存続に向けた事業に取り組み始めたところでございます。今後はこの経営改善戦略の進捗状況を把握し、評価をしながら、県3市3町が一体となってフェリーの存続を図っていききたいと思っております。

次に(2)の一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーの今後の見通しにつきましては、本来であれば民間企業の行っていた路線でございますので、採算が合わないと判断された時点での撤退を表明されていたかと記憶をしております。確かに航路としての営利活動のみを考えるのであれば、その決断が正しいでしょうが、公の団体が、そのことに関して意見をする立場ではございません。また、航路として存在するためには、利用者には何かしらのメリットがなければなりません。以前に比べてのメリットは少ないのかもしれませんが、しかし、私たち伊豆西海岸は136号線の国道が脆弱であり、営業目的のほかにもフェリーに期待することが多々あります。そういった観点から、県などの支援をいただきながら、何とか公金を投入してでも存続をさせているのが現状でございます。また、コロナの影響により、経営移管後、

業績が予想以上に悪いのも事実でございますので、好転するよう努力をしているところでございます。枠組みにつきましては、メリットデメリットを考え、現在の枠組みになっていると承知をしております。最適な枠組みがあればご教授願えればと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 質問いたします。ツキノワグマにつきまして、法律上の縛りから言っ
て町としての対応はこれが限界であったということよろしいでしょうか。

○町長（星野浄晋君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ツキノワグマ自体が保護すべき個体でございますので、町のほうの勝
手な判断で何をやるということはできませんので、県のほうに相談をし、県の職員によって
放獣をしていただいたということになります。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 町としては、やはり住民としては、あまり近くに放してほしくないよ
という声が、そのときはまだ住民にはツキノワグマが居るっていうことは知らされてません
でしたけど、後から上がってきた。ただそのような空気があったということは、後から承知
しましたでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、後ほどそういったクレームのお電話などもいただいております
けれども、そういった連絡をいただく前にですね、町の職員も当然そういうことも想定され
ますので、こんなところに放獣するんじゃないかと、先ほど壇上でも言ったように、動物園に
持って行って保護してもらおうとか、そもそも生息をされている、静岡で言うところの井川と
か、富士山の周辺に持って行って放獣してくださいというお願いを県にいたしましたけれど
も、県のほうでは、付近に放獣するのが決められたルールということで、かたくなに町の意
向は酌んでいただけなかったということでございますので、町としては、やれるべきことは
やりましたけれども、県がルールに沿ってそういったことを行ったということでございます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） ツキノワグマが次にあらわれたとき、GPSなどをつけてということ
を考えているということなんですけれども、もし、これをつけるとすると、次はいつごろま
で出てくれば間に合いますか。今すぐにGPSが用意できないでしょうから、次の熊が、
もし出てくるとしたら、いつ以降ぐらいだったらこういう対処するのは間に合いますでしょ

うか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） GPSの用意というのを、県のほうでもしてもらおうようなことを考えておりますので、またそのへんは、県のほうに早めの対応を要求していきたいと考えます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 次、3番が県に要望しているということで、実際、今のところ町内でも、いろいろと見てもらったかと思うんですけども、もしかしたら熊の痕跡かなというものが、見つかったりはしていますでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この広い西伊豆町だけでも、広大な土地の中で熊の痕跡がそう簡単に見つけられるのかというふうに言いますと、見つけられないわけでございますし、仮にそれが見つけられるということになった場合ですと、生息頭数がかなりの数いない限りは、難しいんじゃないかというふうには考えております。ただ、そうは言いましても、やはり1頭見つかっておりますので、できる限り町としてはですね、そういった山見であったりとか山に入る機会に、そういった痕跡があるかないかはですね、目を配らせながら、木に爪の跡がないとか、そういったことはですね確認をしながらいきたいというふうに思っておりますけれども、幾分にいるかわからない現状で、1頭見つけたから、すぐに痕跡を発見できるというものでございませぬので、なかなか難しい問題ではなかろうかということでございます。ですので県のほうも、一応そういった調査に関しては町からお願いをしておりますけれども、西伊豆町単独でやることは不可能でございますので、先ほど冒頭言いましたように、1市5町、そして伊豆半島全体で、そういった情報の共有をしながら、仮に生息が確認されたときには対応をとっていくということがよかろうというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 続きまして駿河湾フェリーのことについてですけど、赤字ということで、他の船に限らず、交通業者さん、公共交通を単独採算だけで、もうかったともうからないで考えるっていうのはあんまりよろしくないなというのがありますし、今、コロナの中で、全然売上げ上がってないよというのは、これをフェリーがどうだこうだというのは全く意味がないことなんですけれども、ただ、やはりよその船に限らずというところで広げますと、例えば鉄道ですと、枕木のオーナーとかでお金を出してもらって、ただ、金を出してそ

れで運営するための資金稼ぎという面もあるんですけれども、やっぱりそのお金を出して、自分たちの鉄道だ、自分たちのものっていう愛着を持って利用してもらっていうところがやっぱり1番よかったんだろうなと思って、そう考えたとき、別の施設の話になるんですけれども、ここが運営が行き詰まって、別の業者さん、そういう再生に実績のある業者さんに頼みに行ってください。業者さんいろいろ考えたんですけども、どうもここ、住民がこの線をあんまり好きじゃないよねって。あんまり愛してないなって表向きそういう理由で断って、実際は財務状況的に無理と思ったかもしれないんですけども、そういう形で、ここは無理だなと思ったっていう話がありました。ひるがえって、駿河湾フェリーを見たときに、西伊豆町の人たちがどれだけ、町もお金出している、経営に参画しているというところもありますけれども、私たちのフェリーとしてどれだけ愛してくれているのかな、この航路大事だな、あってほしいなと願ってるのかなっていうの、作れているのかなというところが、今、私1番この航路の存続は大事だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 西伊豆町民が駿河湾フェリーを愛してるか愛してないかっていうところはとても難しいですし、感覚的に言うと、そういった松田議員がおっしゃるようなところは、あまりないのかなあというふうに思っております。難しいのはフェリーでございますので、当然車を載せればその分料金が高くなります。ただ、人間だけを乗せるということになりますと、フェリーの乗船するところまでどうやっていくのか。バスになるとまた利便性も悪いですし、バスの運賃もかかります。車で行く駐車場がないというようなことが今までございましたので、その件につきましては県や伊豆市さんに要望を行ってまいりました。そうしたところ今年ですね、伊豆市さんのほうで駐車場の整備をしていただきましたので、今後は西伊豆町から伺ったときには、その駐車場に車をとめて、そしてフェリーに乗れば、人間の運賃だけで済みますので、格安で渡ることができるのかなというふうに思います。ただその先がですね、今とまっております所ですと、下船してからの交通の便が悪いということで、これは以前からも県にお願いをしておりますように、JR清水駅の目の前の所に、発着場所を変えてほしいということで要望してまいりまして、あと2年か3年すれば、そちらを整備完了するというふうに、うわさは聞いております。ですからそこが完成をすればですね、今に比べて利便性はぐっと上がってきますので、西伊豆町民が静岡市内でお買物をするということも可能なのかなというふうに思います。そうしますと、そのフェリーを使うメリットというものは当然出てまいりますので、そういったものを起爆剤にして、今後業績を上げて

いきたいというふうには考えておりますが、当面この2年3年の間の、まだ不便である状況で、どう好転させるかにつきましては県や3市3町と協議をしながら、いろんなイベントそして割引なども実施をして、何とか運行していきたいというふうに思っております。ただ、この航路につきましては、先ほど冒頭でも申し上げましたように航路だけの意味ではなくて、やはり伊豆半島この西海岸は鉄道も走っておりません。幹線道路が136号線、これが船原で寸断されますと陸の孤島になるという可能性も当然ございますので、海路で大型の物資を運ぶ船というのは、必ず必要になってくる時があると思います。そういった意味も含めて防災にも活用できるということで公金を投入してでも運行し続けて、何か有事が発生したときには有効利用できるということも、また考えなければいけませんので、一概に利益が出ないから赤字路線だから廃止をするというような考え方は、私は危険ではないかというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） まず最初に清水駅に乗り場を整備する。清水駅の前の江尻の岸壁に整備する。これが前から話が出て、あそこが連絡バスの清水駅の発車時間というのが船が出る30分前ということで、せっかく船で時間短くなるのに、あそこで結構時間とられてもったいないなと思うことがありましたので、それはすごく便利になるので期待しております。駐車場も整備されまして、それも見に行ってきました。前はすいてるときは適当に停めてよかったんですけども、混んでくると、松原公園のほうまで行ってとめて歩いてくれみたいなこともあったりして、もうそれはちょっとなあというのもあったんですけども、一方で赤字路線だから廃止という話は、私もそれは確か乱暴な話だなと思って、防災面でも例えば船原峠が雪で2日間か3日間通れなくなった時に、静岡新聞だけ届きまして、朝日と伊豆新聞と三紙とってたんですけど、何で静岡だけ届いたんだろうと思って新聞屋さんに聞いたたら、そういう協定結んでるから、静岡新聞だけフェリーで運ばれてくるんだよって言われて、それはなかなかやっぱり無いと困る航路なんだなっていうのは実感しております。

ただ、やっぱり防災だからという面で、お金いくらでも出しますよってわけにはいかない。例えば、清水から下田結んで、テクノスーパーライナーあれなんかも防災ですよってのを前面に押し出したんですけど、さすがにこんな油代かかってやってられないよねって、結局もう廃止になって、だからどこまで防災だからっていうことで持てるのかな。防災も大事だけど、やっぱり交通機関としてはある程度、収入収益を上げていく道を探してほしいなというところがあります。一般社団法人が適してるか適してないかっていうところで、これも関わ

った人に聞いたところだと、その時に、前の運行会社さんがやめるよと言ったときから引き継ぐのに、すぐに用意できる体制っていうと一般社団法人が適してる、経営として適してるかと言われると、ちょっと。だから何かしら変えていきたいと言ってたんですけど、ただ、何か変えるにしても収益が上がる見込みのない団体っていうのを、運営することができる団体というのはまずないんですよね。だからそういった面で、確かに今のとこ一般社団法人なんですけども、やっぱり収益か、それも上げられるようになって、補助金なり貰いながらもできるようにと、そして会社にやっぱり変えていくべきだなとは思っております。

例えば、本州でフェリー運航してる会社で、親会社が手を引いちゃったというところでも、8割を、そのときの経営者の人たちが出資して、2割を行政で分け合ってたっていう、新しい会社にしましたよというところがありまして、そういうところだと、頑張れば働いた人たちが頑張れば、自分たちに戻ってくる、そういうインセンティブが働くと。ここは、働いてる人たちは働いて給料もらって、お金出すほうは黒字になったとしても、社団法人にしか戻ってこないし、そういう中でやっぱり自営業やってる身としては、これはそんなにお金もうけしようっていうのには向いてない団体なのかなというふうには思っております。経営改善戦略なども見ましたが、やっぱりこうやって地方公共団体とかが関わって作ってるので、見た目すごいきれいなんですけれども、やっぱり今お金ないよっていうほかの私鉄さんとか交通事業者さんとかで、それなりに何とか持ちこたえて頑張ってるってところは、もっとお客さんに訴えかけるんですよ。乗ってくれてっていうよりも、うち面白いから来てねって。何か興味を持ったから行ってみようかなって。今の時期だから、そんな来てくれとは言にくいんですけど、例えば県内で別のフェリー業者さんなんかは、そこは離島航路抱えてるもので、それなりに税金の補助もあるし、なくなったら困るから絶対つぶさないんですけども、そこなんかはやっぱり事務長さんの魅力で、わざわざ1日8時間ぐらいかかる航路なんですけども、1周するためだけ乗りに来る。景色もいいし船もいいんですけど、1番が事務長さんの魅力って、そういう経営戦略とかに載せにくいようなそういう魅力、面白いな楽しいな乗ってみたいなのっていうのを、お金だけじゃなくてそういう面でも作っていただければと思っております。

○議長（山田厚司君） 経営戦略のことですか。

町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに一般社団法人ということで、お金を稼ぎにくい団体なのかもしれません。ただ、難しいのが、当時駿河湾がフェリーさんが不採算を見越して、もう経営し

ないと言ったときに、どこも引受け手がなくて、県が引き受けるにあたって、いろいろすったもんだがあって経営陣も全部総入れ替えみたいな形になりましたけれども、私たちからすると、駿河湾フェリーを運営していた幹部の方たちが多少でも残れば、今後営業するにもやりやすいのかなというふうなことを思っておりましたけれども、逆に県からするとですね、今まで業績の上がらなかった職員を置いておいても、どうせまた業績は上がらないっていうような考え方も当然あるかというふうに思いますので、あまりその辺は踏み込んで言いにくいような状況もございましたので、今の状況に落ち着いているのではなからうかというふうに思います。先ほどのT S Lの話も出ましたけども、あそこは距離的にもかなり無謀でございまして、あくまでもあれは防災船というところから、通常維持するために、逆に航路を作っていくかっていう話ですから、これは駿河湾フェリーとは話が真逆でございまして、こちらはあくまでも航路があったものをどうにか存続させるために、防災機能も付けさせて公金の投入をしていく必要があるかなというふうな考えでございまして、ちょっとそこは違うのかなというふうに思っております。先ほど事務長さんの魅力ということでおっしゃっておられましたように、今の駿河湾フェリーも、経営改善するためにいろんな魅力をとということで、西伊豆町も今クリスタルパークのものを置かせていただいて、乗る魅力と乗った後の魅力を、付加価値としてつけるような努力もしております。当然、船で約1時間ぐらい揺られておるわけでございますので、議員がおっしゃるように、船に乗って船長さんとお話しになって、その魅力で乗船が増えるというようなことがもし期待できるのであれば、そういったご意見もありますということ、県やこの一般社団法人のほうには伝えていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 私自身、フェリーの航路が無くなったら困る、生活に困るわけじゃないんですけども、やっぱあったほうがいいと思っておりますので、何とかこれが残る方向でいけばいいかなと思って、今回終わりにいたしたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 1番、松田貴宏君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10時23分

再開 午前 10時29分

◇ 増 山 勇 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告2番、増山勇君。

10番、増山勇君。

〔10番 増山勇君登壇〕

○10番（増山 勇君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

私は、一つは、広域ごみ処理についてお伺いいたします。第1にですね、令和3年2月3日の首長会議で、1市3町での広域ごみ処理施設を下田市の敷根を予定地として、焼却炉方式35トン、2つつくると総額で建設費100億円。運営費は181億円をそれぞれ市町で分担割合をすることが決定をされ、運営方法は、公設民営、または一部事務組合の結成となっています。令和3年度は、ごみ処理基本構想の再策定と、循環型社会形成推進地域計画をつくり、令和5年度から建設事業の開始、稼働は令和9年度とし、ビン、缶、粗大ごみ等の再資源施設は、令和11年度を目標としています。私は、まず、これらの内容を決めるににあたり協議を行うとしていますが、今まで何回協議が行われたのか、まずお伺いをいたします。

2点目として、広域ごみ処理をすることによって、西伊豆住民の住民サービスの低下が懸念されるが、この点町としてどのような、この協議会で主張をされているのでしょうか。具体的には、収集業務の在り方で週3回の収集は、守られていくのか。

2点目は、最終処分の在り方についてはどのように考えているのか。また、再資源施設ができるまでの間、町としてどう考えていくのか。また、持込みごみの対応はどのように考えているのか。

3つ目として、下田市では、この敷根の場所が適当なのかという疑問が出ております。このような状況の中で、計画どおり進むとは思いません。まず先に、ごみの分別を徹底し、ごみ焼却量の減少を図る取り組みを、それぞれが行うことが重要だと思いますが、町長の考えは。

そして4点目は、そもそもこの広域ごみ処理の参加を、もう一度考え直すべきだと私は考えております。その点についてお伺いをいたします。

2点目の斎場についてお伺いをいたします。斎場は以前から、1日も早くつくってほしいという地域要望があります。これまでの地元説明会の中で、下田市での広域ごみ処理施設の

協議結果を見て斎場建設をどうするか考えているようですが、これでは、先ほど言ったように遅れるばかりであります。クリーンセンターと関連することなく、これは斎場として、今、建設候補地として示している場所で、1日も早く取り組むことが必要でないかと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

そして2点目は、これも常に町長は、場所が決定してからということをおっしゃってありますが、松崎町との協議を早く進め分担割合などを具体的に決定し、斎場建設に向かってほしいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それでは増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の広域ごみ処理についての(1)協議会の開催について、これまで何回協議を行ったのかというご質問でございますが、令和3年2月3日の首長会議までに、担当者会議を17回行っております。他の3市町、この西伊豆町以外の3市町は、平成30年度から協議を行っておりますけれども、西伊豆町は令和元年7月に加入をしておりますので、第5回目からの参加ということでございます。

次に(2)の住民サービスの低下につきましてのご質問は、広域に参加するとなれば、住民サービスの低下は避けられないと思っておりますが、その中でも、住民皆様のご負担をできる限り少なくしていくように考えてまいります。その方策や改善点などを決めていくには、店舗や宿泊施設などの業者さんを含めた利用者のご意見をお聞きした上で、慎重に進めていかなければなりません。これについては、今後の大きな課題として検討をしてまいりたいと思います。

次に(3)の下田の住民から反対の声が上がっているものについてという質問の中で、場所が適当なのかとの疑問が出ているや、ごみの分別を徹底し、ごみ焼却量の減少を図る取り組みを行うことが重要ではないかのご質問でございます。場所につきましては、下田市さんが適切に説明をされていると思っております。ごみの量につきましては現在でもごみの分別を徹底し、可燃ごみの量の減少に取り組んでおります。今後におきましても、引き続きごみの減量化に取り組んでまいりたいと思います。

次に(4)の参加を再考することについてというご質問でございますが、議員もご承知のとおり、斎場建設を進めるに当たり、当該地区から2つの施設があることは望ましくないとのご意見がございます。また、クリーンセンターは稼働後20年以上が経過し、大規模改修の

時期が迫っております。延命工事をするためには20数億円のお金をかけなければなりませんので、広域に参加することによって地区の要望も叶い、費用対効果としても有益と考え、広域でのごみ処理に参加することは、西伊豆町にとって良いのではないかと判断をしております。

次に大きな2点目の斎場について、(1)のごみ処理等リンクさせず、事業を進めることについてにつきましては、当該区での計画を進める上で、クリーンセンターの閉鎖は重要な問題であると考えております。仮に当該区が併設してでも斎場建設を早めてほしいということをおっしゃってくださるのであれば、速やかに進めたいと思いますが、町としては慎重に物事を進めていきたいと思っております。

次に(2)の松崎町との協議につきましては、建設場所が決定していないにも関わらず、そういったことを行うのは時期尚早ではないかと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） まだ、答弁されてない箇所がありますので、お願いしたいと思いますが。一つは、最終処分場の在り方をどう考えてるのか。そして、この再資源施設ができるまでの間、町はどういうふうに取り組んでいくのか。そして、現在行われている持込みごみについてはどのようにし、考えているのかまずそれをお答えください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 括弧の中の文脈の中の質問については個別にと思いましたが、壇上ではお答えしておりませんので、そこは改めて、もし詳細に第1答弁が欲しいようであれば、括弧書きなり箇条書でお示しいただければありがたいというふうに思います。

再資源のものにつきましては、当然、クリーンセンターが、今の1市3町のものが完成してから、そういった整備に取りかかるということになるかというふうに思いますので、そこは1市3町と協議をしながら、西伊豆町として、そういった施設が必要ということであれば、そのままその施設につきましては、クリーンセンターの所に残さざるを得ないのかなというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最終処分場の在り方につきましては、広域が始まったときに、閉鎖をしていきたいというふうに考えております。

持込みごみの対応につきましては、先ほど壇上で答弁したように、住民の利便性が悪くな

るといふことはなるべく避けたいといふことでございますけれども、これを集荷する場所をつくるといふことになれば、その場所の選定をどうするかといふ問題が出てまいりますので、今後これについては議論をしていきたいといふふうに思います。町内の回収につきましては、週3回の収集は守っていききたいといふふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） まず、私も質問で出してますけども、下田市は、下田の市民の皆さんにどういう説明をしているのか。これ2回やられたそうなんですけどもね。2回目、私も参加して聞きに行きました。しかし、一番肝心の、敷根でつくるかどうかというのは、はっきりしてないんですよ。下田の市長は、環境アセスっていうのができて、それが大丈夫だったら敷根にしたいと言ってますけども、しかしそれは新しい施設をつかって、そういう環境調査をやるのではないかと。今の状況で何をどうするのかっていうのと、あともう一つはですね、敷根地区の面積見ても、どのようにしてつくるのかっていう、いろんな案があるんですけども、あの場所に今のやつを壊して新しくつくるまでは3年ぐらいかかるわけですね。そして、今もらっている南伊豆広域処理事業の計画書を見ましても、今やっているのは、広域ごみ処理基本計画再策定というこの計画では、7月までに策定すると言われてはいますが、現況はどういうふうになっているのか。

そしてもう一つはですね、11回の協議が行われたと。そして5回目から西伊豆が参加していると言われますけれども、西伊豆町として、どなたが、また、どの課がこの担当、要するに協議会に参加されているのかまずお聞かせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 詳細につきましては担当課長から答弁をさせますけれども、そもそもこの1市3町の広域ごみ処理施設につきましては、議員の皆さんもご承知のとおり、当初ですね、トンネルコンポスト方式というものができるといふようなことで議論をしていたといふことは記憶されているかと思います。ただ、これにつきましては、いろいろな諸条件が合わないといふことで、これを断念し焼却施設をといふことで、改めて計画を策定しておるところでございます。ただ、方針としては、焼却施設に1市3町で取り組むという方向性は決まっておりましたけれども、ただ、その時点で敷根につくるといふことの決定はまだされてないわけでございますから、そこについては下田市さんが適切な場所を選定し、選んでいただくことによって、私たち3町は乗っかっていくといふことになろうかといふふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 基本構想ですが、予定では7月に完成し皆様にお配りするという計画でしたが、基本構想を検討していく中で、なかなかここはどうかここはどうかって話とか、コロナ禍で、なかなか会って話せないっていうところもありましたので、ちょっと完成が延びてしまっている状況にあります。9月までには完成し、皆様のところへお届けする予定で、今検討中でございます。しばらくお待ちください。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） もう既にこれ7月までに策定すると、当初の計画ですよ。2か月ぐらい遅れてるわけですけどもね。それでもう一つは、県に出す循環型社会形成推進地域計画、これについては今どのようになっているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） これにつきましても、一応構想をある程度概略ができない限り、この策定ができないという状況ですので、これにつきましては、補助金に関わる資料として県に提出するものでありますので、構想がしっかりできてから、改めて提出するという事になっておりますので、これにつきましても若干遅れるような形になるかと思えます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 出だしってどうか、計画どおり進まないってのは、コロナの影響も十分考えられるんですけどもね。そもそも敷根下田ですもんね、今ある焼却場の所につくるってことが確定してないにも関わらずやってるんで、それがないと、それぞれの計画ってのは前へ進まないと思うんですよ。この点については町長に聞いても答えはないと思うんですけど、これ下田市で解決しないとどうにもなんない話だろうと思うんですけどね。ご存じのように、敷根地区、昔は何もなかったみたいですけど、その後、学校ができ、子供ができ、そして住宅地もできるてると、そういうところなんですよ、今現況見ますと。そこへ今よりも多くのごみを焼却するというのは、いかがかという意見がそれなりに出てるわけです。それで、7月22日の伊豆新聞には、健康被害を懸念する声ということで、市民のほうから、この場所で作るのはよくないという話があつてですね、肝心の下田市長が、敷根に決めたわけではありませんという答弁されてるもんで、ますます混迷を深めているわけです。ですから一つは、先ほど言った協議会、西伊豆町としてどういうふうな認識を現在持っておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私たちとしてはですね、1市3町でやるにあたっては、当然西伊豆町の端につくるということはありませんのでございますから、当然下田市におつくりになられるであろうと、場所については下田市さんにお任せをしておりますが、場所が決定したらですね、その計画にのって行くことに関して皆様にもご了解をいただいて、この計画に参加をするということを表明したのが、この3月でございますから、私たちが場所に関して云々ということと言える立場ではございません。ですから、敷根に絶対つくらなければ参加をしないとということはないわけでございますから、場所は決定したら粛々とその計画にのって行くということでございます。

ひとつ増山議員に反問をさせていただきたいんですが、この件については、場所が決まっていけないのに進めるのはいかがなものかというふうにおっしゃるんですけどもね、火葬場については場所が決まってないのに、松崎町と話をしてどんどん進めろっていうふうに言うわけですよ。私たちは場所が決まらないうと、こういうことになる可能性があるから、まず場所を確定させてから進めていきたいというふうにもうお願いをしているというふうに思うんですが、このスタンスはどのように違うんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） それは最初のとき言おうと思ったんですけどもね。これは後で言いますよ。最初に広域ごみ処理の問題でですね、先ほど質問したように広域ごみ処理計画構想再策定、これすら場所が確定してないのに、つくれないんじゃないかというふうには私は思うんですよ。ですから、そもそも計画が遅れていくんじゃないかという懸念を持ってるわけですよ。そういうことがある。

○議長（山田厚司君） 増山議員、最初に後で答えると言いましたけどもそのへんはどうなんですか。

増山議員。

○10番（増山 勇君） 斎場の問題等でね、似通ってるってのはそのとおりなんです。ですから私の言いたいのは、そういうことを待っていると、実現するのはどんどん遅れていくんじゃないかと懸念してるわけですよ。斎場のほうに移りますけどもね、斎場のほうではですね、候補地決めて地質調査をやって、そして、その場所だというふうに住民に説明会を6回やられてるわけですよ。その中でいろんな意見が出てですね、町長は慎重にやりたいという事柄で言われてるの承知してます。しかし、それではどんどんどん計画が遅れていく。この斎場の問題とこの広域ごみ処理の問題、リンクさせるべきではないと私は思ってるんです。

ですから、そういった点では、斎場は斎場として西伊豆の取組をですね、前に進めていただきたいという意味で質問をしているわけであります。よろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから斎場の問題については、議員のおっしゃることよく分かるんですよ。ただそうは言っても、増山議員は6回説明をしたというふうにおっしゃいますけども、地区の方からすると、同じ内容を4回5回やってもそれは1回だろうと。要は場所と時間を変えてますから、そうすると都合2回なわけですよ。違うというか1回目の説明を5か所でやって、持ち帰って検討したものを説明してるのは2回なんですね。この中でご理解をいただいたかという、やはり同じ場所にクリーンセンターと斎場の2個あるのはいかななものかというご意見がある限り、壇上で申し上げたように、地区が、2つあってもいいから斎場早く進めろ、田子地区でつくってもいいというご判断をいただかない限りは、斎場進められないんです。場所が決まらないから、松崎町さんにお話ができないわけですね。今回、この下田のクリーンセンターにつきましては、場所が決まらないけど計画を早く進めたいってやってるからあべこべになってるわけですよ。ですから私たちは下田の市内であればどこでも構いませんが、下田市さんが場所を選定していただかないことには、これは前に進まないわけでございますので、横からやんややんやというよりは、下田市さんがしっかりと市民の方に説明をしていただいて、場所を選定していただくのを待つしかないというふうに考えております。ですから、別に私たち3町は敷根にこだわってるわけじゃございませんし、下田市さんも適切な場所があるのであれば、違う候補地を出されるのかもしれませんが、今は敷根のところに関して住民にご説明をされているというふうに、私たちは把握をしております。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 斎場の件はですね、私個人の意見としては、候補地である田子地区のクリーンセンター下の旧テニスコート跡地に実行すべきだと私は思ってます。住民の意向というのは、それは十分尊重しなければならないってのはわかりますけども、そうやってるとどんどんどんどん事業が遅れていって、やれるものができなくなるんで、この広域ごみ処理もそうなんです。順調にいつて令和9年、そして令和11年にそれぞれ完成するってことなってるでしょう。令和9年という、あと5年ですよ。しかし、これを待っていると、町長の任期もあれば我々の任期も終わるわけですよ。そうすると、町長が所信表明で言われたように、困難な課題も果敢に挑戦していくということと矛盾していくんじゃないかと私は思

うんで、それはそれとあって、別に考えて事業を進めていくべきだというふうに主張したい
と思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それについては、果敢に挑戦していく気構えは変わりません。ですが、
やはり当該地区の住民の皆様のご意見も大切にしなければいけませんので、壇上で申し上げ
ましたように、地区の方が、とりあえず2個あってもいいからまずやれよと。そのうちクリ
ーンセンターがなくなるんだったらそれでもいいよということをおっしゃってくれるんであ
れば強烈に進めることもできますし、議会の大多数の方が、田子のあそこのテニスコート跡
地でいいよと言っていたらそれであれば、これは進められますけども、町ばかりがエンジ
ンを吹かしても、地区でも駄目、議会でも駄目ということになれば当然できないわけです
から、丁寧な説明をしながら進めていくしかないんじゃないかというふうに町としては考えて
おります。ですから斎場については当該地区で建設することを、べつに諦めたわけでもござ
いませし、今後、任期を皆さんと同じように新たになりましたんで、頃合いを見て、説明
にはまた伺いたいというふうには思っております。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 質問が前後しますけども、まず広域ごみの問題。私は、1市3町でや
ることは、やめたほうがいいと。というのは、この今の事業を見てみますと、いろんな資料
を見ましても下田市のためにやってんじゃないかと。要するに、下田市の焼却炉がだいぶ古
くなって作り直さなきゃいかんという時期に来てるということで、それにそれぞれの3町も、
それぞれ負担してつくろうというのは、どうもこれ資料いろいろ見ましても、そう考えざる
を得ない。そしてもう一つは、西伊豆町は、ほかの町村と違って、ごみ処理についてはそれ
なりにやってるわけですよ。最終処分場を持っている。そして、週3回収集をしている。
これらも、そして直営でやってると。それぞれ西伊豆はそれなりに私はやってるというふう
に思うし、ごみそのものの減量に取り組むことこそは、今必要であって、何もかも一緒にな
って燃そうという発想そのものをやめたほうがいいというふうに思います。今、一般財団で
すか、日本環境衛生センターにお願いして調査をしてるということをお伺いしておりますけど
ね、ほとんどここは、俗にいう国の天下りの組織であって、焼却ありきで計画をつくって
いますんでね、ほかの方法ほとんど駄目だというような結果が出てきて、焼却にやらない
ような仕組みをつくられつつあるなというふうに思うんです。そういった点、町長に聞い
てもあれですけども、焼却しないでごみ処理をしようと、コンポスト方式とは違って、ま

たほかの方法があるのではないかと。全国では、焼却炉持ってない町、市もあります。そういったところを参考にして、下田市も私たちの町も人口が減っていく中で、ごみの量がたぶん減っていくんだらうというふうに想定されます。そういうことから、独自で西伊豆独自で焼却を維持、そして運営したほうが、私は安上がりだ、安上がりというか、いかにも1市3町のほうは負担が少ないように今は言ってますけども、そのうちにどンドンどンドン膨れ上がっていくのではないかという懸念を持っています。というのは、これからまだ予算になってませんが、一部事務組合で職員を何名か派遣して事務局をつくるんだっていう提案もされているわけですが、そういったことを本当に考えていくのかということが、非常に疑問に思います。それで、確かに市町会議でこうした負担割合などを決めて、どうしようかと議会のほうに投げかけられました。しかし、具体的な問題、住民サービスはどうなるのかという点では、ほとんどその時点ではわからない状態ですよ。町長も、住民サービスの低下は避けられないと言われておりますんで、それは避けられないんじゃないかと、避けられないように西伊豆町としてもですね、広域にするにはこういったことが必要ですよという主張をきちっとしないとですね。

先ほど答弁ないですけども、協議会にはどなたが責任持って出てるのかそのへんを。

○議長（山田厚司君） 今の質問は、ごみの分別はもっと徹底してっていうふうな部分ですか。それでいて、西伊豆町は単独でも、そのごみの処理をやって、そのあとの斎場の部分もいろいろ質問してますけども、町長のほうの再質問に反問権にもありましたけれども、斎場建設には、クリーンセンターの場所ということもありましたけども、そういったものを踏まえてでも、クリーンセンターはそこでやるべきだというふうなことなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 会議に出席しているのは、当然係長クラスが行けば良い会議は係長が出席しておりますし、課長クラスが行かなければいけない会議は課長が伺っているのでございます。それについては議論する中身によって変わりますので、必ず誰が行ってるというわけではございませんけれども、環境のほうで、それなりに職員を派遣をさせていただいている。派遣というか、会議に行かさせていただいてるということでございます。3町がそれなりにやってるというふうにおっしゃいますけども、当然それなりにやってるんですよ。1市3町で全部持ってますから、皆さん個々に。ただ、1番初めにですね、下田市さんと、松崎町さんと南伊豆町さんが、この件に関して先行して議論をされております。当初は南伊豆町さんのクリーンセンターを改修するという話で進んだわけですが、それが頓挫

した中で、下田市のほうで市内につくるといふ話になり、そこに私たちが入れさせていただいた。これについてはトンネルコンポスト方式をまず議論しようということで、いろいろな方々が視察に行かれ議論をしたわけでございますけども、なかなか条件やいろんな臭気の問題等がございまして、これはかなわなかったということでございます。増山議員おっしゃるように、確かに再資源化とか、いろいろな面を含めてですね、今、皆さんおっしゃるSDGsも含めて持続可能なことを考えれば、そういったことも可能なのかもしれませんが、たぶん以前、一般質問答弁してるかと思っておりますけども、1市3町の単独費だけで建設をするということは、かなり財政的に厳しい状況でございまして、環境省なりそれなりのところが、そういったものに関して補助金を出していただかないことには事業を進められないということは、るる過去に説明をしたことがあろうかというふうに思っております。ですから私たちは、必ずしも焼却方式にこだわっているわけではなく、そういった環境問題にも配慮したものを建設しようと思っておりましたが、かなわなかったのもので、この方式でいかざるを得ないということと、下田市のためにというふうにおっしゃいますが、別に下田市のためにやるわけでもなく、残りの3町ももう既に焼却炉は20年以上が経過しておりまして、それぞれが立て直し、若しくは大規模改修を必要としている時期でございまして。これは壇上でも申し上げましたように、西伊豆町でも今後大規模改修をするには、20数億円のお金をかけなければなりません。ですから、そのお金をかけるのであれば、1市3町で持ち寄りでの建設をしたほうが財政的にも有利であろうし、人口減少が進んでいく中で、ごみの量が減っていくにも関わらず、1市3町はそれぞれ持ち続けるということのリスクのほうが大きいのではないかと、このことを総合的に判断して、今、事業を進めているものでございます。収集日につきましては週3回は堅持したいということで、これは担当課ともお話をしておりますが、住民負担が増える可能性があるというのは、収集時間に変更になる可能性もあるし、もしかしたら持ち込みごみについては、下田までお持ちいただくということが発生したならば、当然住民負担は増えるということにもなりますので、住民の負担は増える可能性があるということで答弁をしたままでございまして、町当局としては、極力住民の皆様にご迷惑をかからないような形で1市3町で取り組んでいきたいということで、今、進めているものでございます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今、答弁にありましたように持ち込みごみってのは、年間どれぐらいの量で今現在処理されているのか。これから決算やりますから資料として出てきますけども、私は何トン、総額じゃなくて、どれぐらいの車両がクリーンセンターへ持ち込みごみとして来

てるのか、そういった資料があればぜひ報告していただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 持込みごみっていうことよりは、ちょっと今手元にあるけど、全体で年度では3,237トン、台数にしておよそ1万2,000台ほどがクリーンセンターに持ち込まれております。そういう状況です。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今、台数で年間で1万2,000台ぐらい持込みがしてると。これらは下田へ広域になった場合、どのようにして下田に持っていかなきゃならなくなるのか。その点どういうふうに協議会の中で話をされているのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 増山議員は台数の話をされましたんで、要は365日を1万で割り返したら1日の台数がすごい多いだろうということを言われたのかなというふうに思いますが、たまに私も、金曜日にごみを捨てるのを忘れるときがありまして、月曜日まで持っていけないので日曜日に持って行く時があります。ごみ袋一つでも、1台車が行けば1台のカウントでございますから、それが台数が多いから莫大な量が持込みごみされているということだけは、勘違いをしないで質問させていただきたいというふうに思いますけども、基本的にたぶん多いのは事業所系の持込みごみがトンの数的には多いんじゃないかなというふうに思います。あとは、最近多いのが家財を片づける持込みごみが増えておりまして、そういったものは一定量ですね、日々投入されているかというふうに思いますけども、今後これがクリーンセンターがなくなれば、当然、下田市のほうに、ここで運んでいただくことになろうかと思えます。ただ、臭いが出ない、要は生ごみ以外のものであれば、中間のストックヤードというものは今後検討して、そういうものを置くことは可能かというふうに思いますけども、生ごみを中間でストックするということは、当然、地区やその置く場所の問題が今後出てきますので、難しいから、今後議論をしなければいけないということで、今、担当課とは話をしております。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 担当課と話しされてるのは十分やっていただきたいと思うんですけども、私はこの広域ごみ処理については、とりわけですね担当課だけに任せることなく、せめて副町長が参加して、そうした事業について協議していくという考えは町としてはありませんか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員おっしゃるように、担当課長では物足りないということであれば、今後、1市3町のところにですね、副市長副町長会議というものを設けてくださいということとは伝えていこうかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 担当課長だけでは物足りないとは言ってません。そうではなくて重要な問題を、これから決めていかなきゃならないと、協議の中でね。特に私が言いたいのは、西伊豆町として、どういう主張をこの広域ごみ処理について行っていくのか。それについてやっぱりこれ担当課だけじゃなくて、本来は全庁でですね、今後のごみ処理どうするかってことをね考えないと、燃すだけが処理ではないという方向に、今世界中、日本もそういうふうな方向に進んでいるんですけども、なかなか、それにやるには住民の理解、あるいは分別の方法をもっと細かくやるとかね、いろんな問題があると思うんです。そういったことを町民全体で考えないと、担当課だけで考えていくというのは非常に無理があるというふうに私は思います。それでもう一つ、これ下田の問題なんですけども、説明会やられてですね、ほとんど説明会の中は、SDGsという持続可能な問題を半分ぐらい説明されて、最後に、最後ではほんのちょっと広域ごみ処理の問題やるという、何か聞いててもよくわからないことが実際ありましたんで、住民の中では、やっぱり健康被害っていうかそういう焼却場による健康被害の問題、そして、持込みごみの大量に敷根に来ると、交通渋滞が起きるんじゃないかと。そういう素朴な疑問もありました。しかしその中で下田の担当ですけども、伊豆縦貫道ができるから西伊豆はもっと便利になりました。こういう話をされてるんです。しかし、これ伊豆縦貫道ができるのはいつなんですか。どうも敷根のほうにインターチェンジができて、だから西伊豆のほうのごみは、バサラ箕作から縦貫道に乗って敷根に行けば、もっと今より便利になりますという説明されてるんですよ。しかし、この伊豆縦貫道はいつ完成するのか、あるいはルートもはっきりしない中でそういう説明をされてるわけです。ところが、西伊豆、広域やった場合ですね、今持込みごみもそうですけども、西伊豆の、今収集の車を1時間以上かけて敷根行かないといけないんですよ。そういったことを、一つ一つ、西伊豆町としてどうなのかということを検討しながら話を進めていかないと、何かこの話は前へ進まないような感じがします。特に、町長たぶん言われると思うけども、この前の議会で、そういった担当負担割合っていうか、決められて今調査をしてるその費用もこの前補正出ました。私も賛成しましたけども、中身がですね全然よくわからないうちに物事が進んでいる

んじゃないかというふうに思うんでね、あえて言うならば、広報西伊豆6月号に、この文章だけですね、ごみ処理の広域化を進めています。この中でもいかにも広域が進んでるかのよ
うな文章が載りました。これを見た住民の方は、もうごみ処理は下田へ行くんだねって。そ
ういう話になりつつあるんですよ。なりつつあるっていうか、細かく載ってないです
よ。そして、各所と協議を進めていますが、皆さんにお願いすることを知らせることと、随
時情報を提供しますというふうに結ばれておりますけども、この情報提供というのは、今後
どういうふうにされていくのか。これも聞きたいんですよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 質問が多岐にわたりますんで情報提供につきましては担当課長のほう
から答弁させますが、先ほどから言ってるように、西伊豆町は別に焼却方式にこだわってる
わけじゃないんです。ただ、以前、違うプランを検討しましたが、いろいろな問題があって
できないという結論になってしまったので、焼却方式を選ばざるを得なかったというのが現
状でございますから、まずそこを勘違いをしないでいただきたいというふうに思います。当
然広域になれば、下田市さんまで来るまで1時間かけて持っていくということは、それはも
うそのとおりでございますが、皆さんもご存じのように、西伊豆町のクリーンセンターは必
ず年に何回か休止した状態で修繕を行っております。この時に、最近持っていったる先は函
南町さんまで持っていったるわけですね。そうすると1時間半かけて持っていったるわけ
ですよ。それが常態化しておりますので、その1時間かけるから住民に不便がかかるとかっ
ていうことは当然ないわけでございますし、函南町さんまで持っていったる間に、住民の方
に相当のご不便をおかけしてるかという、そういったクレームはないわけでございますから、
この1時間かけて下田に持っていくことは、そういったものはクリアできるというふうに考
えておりますので、その距離的な問題をどうこうということで、この参加をなくすという
ような判断にはなりませんので、その辺はまずご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 情報提供につきましては、以前にも議員の皆様にはお話ししたか
と思いますけれど、あくまでも広域でやるには、そこにごみを集めて燃やしてもらったりサイ
クルセンターをつくって、そこに集めて業者に持って行ってもらうっていうのが広域で行う
ものであって、そこまでに持っていくごみとか中継、もし中継施設があるのであれば、うち
のほうで設置、整備しなければならないっていうので、それにつきましては町独自の計画を
つくらなければならないと思っております。今は、ご存じのように令和4年度には準備室を

立ち上げて、その職員において検討して、その内容についてある程度、皆様のほうにご承諾を得た段階で住民の皆様にはその段階において、今やってるのはこうですよってというふうなことをお知らせしたいという考えを今持っております。以上です。

○議長（山田厚司君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時22分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 質問を簡潔にやりますので、よろしくお願ひします。

まず、広域ごみ処理することによって、町長も答えられてるように、住民サービスの低下にはなるというふうに答えられてるんでね、そういう点は、私もそうだと思うんでね、住民サービスの低下にならないように、西伊豆町として協議会に主張すべきだと私は思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 住民サービスに低下につながる直接の要因はどちらかというところ、広域ごみをやることではなくて、持込みが長距離になるというのが一番の要因だと思います。その他の収集については、当然今と同じようにパッカー車が回りますので、皆さんの負担はございません。ただ、家の解体とか掃除とか、そういったときに、当然、持込みごみとして発生するのの行き場所が遠くなるということでございますから、通常の生活では変わらないというご判断をいただいたほうがよろしいかと思ひます。ただ、先ほども言ひましたように、生ごみを確かに西伊豆町でお預かりをして、1日、2日持っているというものは、臭気の問題についても、そのリスクがござひますし、その集積場所をどうするんだという議論になりますけども、木材であったりとか、そういったものについては、1日、2日置いただけで誰かの不利益が被るようなことはござひませんので、そういうものについては、当然、中間で保管する場所というものは今後必要かというふうに思ひます。これは各市町で準備するものでござひまして、広域の所に行つて、この議題を上げるということとはまた関係ござひませんし、その中間のお預かりするものを広域が設置をしてくれるというふうには聞いておりませ

るので、それは広域と各市町のやることを区別して質問をしていただければ、ありがたいかなというふうに思います。それと先ほど増山議員、焼却はけしからんと、違うものであればというようなことをおっしゃっておいりましたけども、西伊豆町の焼却炉を延命することも、これは焼却でございますから、何をもって反対をされてるのかよくわかりませんので。下田市に持っていっても、それでは焼却をしないトンネルコンポストであれば、住民の負担が増えても、それは可なのか。焼却だから不可なのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 私は、それぞれの町が今、焼却方式でごみ処理やってるんですね。ですからごみの分別をもっと徹底してやるとか。焼却しないように、西伊豆町も、そういう取組を始めていかなければならないという意味ですね。何かこの広域の処理の計画を見てますと、先にもうコンポストは駄目だよということを言って、焼却方式というふうに身請けられるもんで、下田市ももっともっと、ごみの分別を徹底してやるってことね。それぞれの町がやっていけば、当然焼却する量が減っていく。そういうことが考えられるので将来的には、CO₂を削減するという意味からも、そういった方向に今後向かうべきだというふうに思うんでね。何も、今、町長が言う焼却なら駄目だよとかね、焼却しないほうがいいよとか、そう言ってるわけじゃない。それぞれの町が取り組むべきだというふうに考えてるだけです。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。質問を続けてください。

○10番（増山 勇君） それともう一つ、最終処分場、広域になったら閉鎖する。それはそう分かるんですけどね、今現在西伊豆町だけなんですよ、最終処分場を持って運営しているの。下田市も南伊豆町も松崎町も、町外へ搬出してらるんですよね。そういうごみの処理方法についても、これを機会に考え直したほうが良いと私は思うんです。だから本当に共同してやるなら、ごみ処理最終処分場をつくらうと、そういう話になぜならないのかというふうに思うんです。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 焼却施設の建設場所で紛糾している下田市さんで、私たちはどうなるのかなと思って見ておりますけども、そこに最終処分場の場所までつくるとなれば、どこの地区がそれを受けるのかということも当然問題になりますし、焼却場は受入れたくないのに、最終処分場は受け入れるっていうのがちょっとよくわからないんですよね。もし受入れていただければ、何で1市2町はお持ちじゃないんでしょうか。多分、受入れていただ

けない事情があるからお持ちではないというふうに私たちは思っておりますし、西伊豆町としても、今後、今あります最終処分場がいっぱいになった後、どこかの地区にそういった場所をつくるかということになれば、当然地区の反対も想像されますので、それを考えるのであれば町外処分をしたほうがよかろうということで、クリーンセンターがなくなる、若しくは、あっても、いっぱいになった状態で町外処分するほうがいいんじゃないかということを検討しておりますので、あそこを延命したからといって新たに最終処分場を準備しようという気はございません。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 最終処分場の件につきましては、担当者会議の中でも議案であり検討しておりますが、町長も言っておりますように最終処分場におきましては、焼却施設よりもハードルが高いというか、設置場所がなかなか見つからないというのが下田市の本音でありますので、やはり下田市につきましても、町外処理ということを前提に協議していきたいというのを、あらかじめ言った段階で協議しております。以上です。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） それで先ほどから、最初の答弁の中に、そもそもこの広域ごみ処理の問題、町長言われるとおりになんですよ。南伊豆がまず最初に手を挙げて、南伊豆へ持ってこいみたいな感じで土地も用意していたんでね。しかし、なぜ駄目になったかっていうのも、そういったことも検討というか、なぜそれが駄目になったのかと。そもそも西伊豆は、広域に入ろうというのは、私は矛盾してるといわれるけど、斎場の問題がやっぱり1番大きな問題になってると思うんですよ。要するに、ごみ処理と斎場、同じ場所にあるのはいかがかという意見があったのは承知してます。しかし、最初に言いましたように、広域ごみ処理が順調にいても、令和9年なんです。その間はどうしても西伊豆の焼却場、運営していかなくちゃならない。こういったことも住民に理解していただきながら、斎場はそれと切り離してつくるべきだというふうに私は思ってるんです。ですから、町長答弁にも答えられてるんでね、斎場建設については、今の候補地について、私は、言えばあれですけども、もう町長が決断すればもうゴーサイン出るんじゃないかというふうに思うんですよ。建設予定費用も、もう既に報告されてるしね。何を慎重にするのか私にはわからないんで、その辺は2期目になった町長が、これは最重点課題として取り組むならば、これ1日も早い、私が言ってるように、それはそれとして住民の方に理解を求めて実行すべきだというふうに重ねて申し上げたいと。いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 増山さんのおっしゃることがそのままいくのであれば、当然それでいいのかもしれませんが、増山議員が仮に違う立場であった場合、反対派だった場合、もし私が独断的に進めた場合、何ということかということは私たちも考えなければいけないわけです。ですから、住民の皆様のご意見を大切にしながら慎重に進めているということをごさいます。確かにおっしゃるように、私が、はい決めた。やるぞって言えば決まるのかもしれませんが、そういったもので決めていいものではないですから、今まで時間をかけて行っております。その際に、何度か説明会に伺いましたけども、新たな体制でやったほうがいいんじゃないかというようなご意見もございましたので、町当局も議会も改選しましたから、これで新たにスタートして、4年間任期あるわけですから、議会の皆様がどのような判断をされるのかということ踏まえて、これは膝を突き合わせて行うほうがいいかなというふうに思います。選挙期間中、私、皆さんの演説は聞いたことがないので、誰がどのような主張をしていたのかわかりませんが、強烈に斎場を田子地区につくること反対と言って明言して演説をされていた声は聞いておりませんので、そうすると10名の方は基本的には賛成はいただけるのかなというふうに思いますが、これについては、明確にご意見を伺ってませんのでわかりません。ですから、町のほうで勝手に旗を振っていくというものは危険であろうというふうに思っておりますから、そういったものを含めて、今、慎重にしているということをごさいます。仮に、今、議員がおっしゃったように、首長が決めれば前に進むということであれば、下田も敷根にやるぞと市長が決めてしまえば、それで通っていくわけですよ。ただ、そこについては増山議員のお知り合いの方が反対してるんで、あなたも同乗して反対をしているんじゃないかというような推測をこちらできますから、なかなか難しい問題で、そこも慎重に住民の方に説明をされていると、町としては考えております。ですから、自分がよければ他の市は意見を聞かなくてもいいということではなくて、町としては多くの方のご意見を聞きながら進めることが、私はいいいんではなかろうかというふうに思っておりますから、クリーンセンターに関して、斎場に関して、異論のある方は必ずいらっしやると思います。その方たちが少しでも納得していただけるような道を探っていくのは、これは行政がやることだというふうに思っておりますので、慎重に進めているということをごさいます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 町長、常に慎重にすればわかりますけども、もう斎場の件につい

ては、そろそろ結論を出していいんじゃないかというふうに私は思います。ですから、議会のほうにも予算として上程されて審議されたほうがいいと思います。重ねて申し上げますけども、広域ごみ処理については、べつに下田の私たちの仲間が反対してるから私が反対してるんじゃないくて、私は西伊豆の住民にとって、この後、広域ごみ処理が有益なのか、そうじゃないのかっていう判断をしたいと思ってるんですよ。ですから、これね計画ずっと見てくと、前回の一般質問で堤和夫議員も、経費がもっとかかるんじゃないかという質問ありましたが、それについては今後協議をしていきますという答弁されてると思うんですよ。協議していく中で、今提示されている金額よりはもっともっと増すように感じられるし、また町長の答弁の中ですら、中間処理、あるいはそういったものを西伊豆としても持っておきたいと。それはまた収集方法も週3回やるって言ったら、それは全部町の負担、当たり前ですけどもそういうふうになるんですね。ですから重ねていますが、今度広域ごみ処理については、下田市の都合で入ってるんじゃないかというふうに懸念されるわけですから、西伊豆町は西伊豆町独自でごみ処理をどうするか。こういったことを議論して、物事を進めていただきたいと思います。

斎場のほうは、私、説明会出てますけどもね、区のほうからの要望というのは、全然出てきてないんですね現在。田子の連合区長さんも、この3月で交代されて新しい方が連合区長さんになっておりますけども、先ほどの行政報告の中にも町長の行政報告の中に、田子連合区長と面談をしたという項目があったかと思えますけどね。そういったことを本当にどう考えてるかってのは、ざっくばらんに田子連合区長さんに聞いて、物事を前へ進めていっていただきたいと私は思います。以上です。

○議長（山田厚司君） 質問ですか。今、質問じゃなくてほぼ終わりってことですか。

○10番（増山 勇君） 以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時42分

◇ 浅 贺 元 希 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、浅贺元希君。

2番、浅贺元希君。

〔2番 浅贺元希君登壇〕

○2番（浅贺元希君） 2番議員の浅贺元希でございます。ただいま議長からご承諾を得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は3件であります。1件目、空き家に対する新たな助成制度設置と特定空き家等の対策について。2件目、西伊豆町有施設の運営について。3件目、指定管理者制度についてであります。

件名1、空き家に対する新たな助成制度設置と特定家き屋等の対策について。

西伊豆町内にはおおむね700軒の空き家が存在しています。空き家の放置は、ますます老朽化が進み、景観を損ねたり、衛生環境を悪化させるばかりか倒壊の危険性を増し、近隣の民家へ危害を及ぼすことや下敷き事故の引き起しにつながりかねません。また、地震発生時には倒壊により道を塞ぎ、避難の妨げとなり、多くの犠牲者を発生させる可能性があります。現在町では、町内居住者に対しては、家庭内家具等固定費推進事業費補助金制度や木造住宅耐震補強工事補助金制度があり、減災に対し前向きに取り組んでいただいておりますが、さらなる防災対策、観光対策強化のため、空き家所有者への助成制度を新設し、放置空き家の解体に向けた所有者の意識の増進を図り、危険家屋をなくし、町内居住者の減災と観光面でのイメージアップを図ることによる観光支援を行うことが重要であると思います。以上を踏まえ、質問いたします。

1、空き家解体費用の助成金の新設についてどのように考えますか。

2、以前、空き家調査を実施いたしましたが、特定空き家等について把握していますか。

3、所有者と連絡の取れない特定空き家等の処理について、対策をどのように考えますか。

件名2、西伊豆町有施設の運営について。

西伊豆町では、今後も大型施設建設が予定されており、財政調整基金の取り崩しや、特にふるさと納税制度で多額の寄附を受けている当町では、今後ふるさと納税制度が改正される可能性があることにより寄附金額の減額が懸念され、将来の財政状況が厳しさを増すと推察されます。そのような状況下、西伊豆町公の施設について継続するのか廃止するのか、近い

うちに検討しなければならない時期が来ると思います。以上を踏まえて質問いたします。

1、売上げを伴う施設について、財務諸表（損益計算書、貸借対照表等）の作成状況はどのようなになっていますか。

2、黄金崎クリスタルパークの借地契約が間もなく期限を迎えますが、今後の運営についてどのように考えていますか。

件名3、指定管理者制度について。

指定管理者制度については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費削減を図るとありますが、経費削減のみならず民間のノウハウを活用し、すぐれたアイデアを持って事業内容の改善を行い売上げの増加を図り、企業の成長と住民福祉の向上を目指すことも大切であると思います。以上を踏まえて質問いたします。

1、各施設の利用料について条例で定められていますが、定められている金額が低く、新たな事業展開の足かせにもなる可能性があると思いますが、条例改正についてどのように考えますか。

2、指定管理者を選定するため、公平性、透明性の確保と多面的評価をする目的で、指定管理者選定委員会が設置されていますが、申請計画の実現性を見極めや、申請法人、団体の財務状況の検証及び指定管理者選定基準表の評価は、専門的知識がなければ適正な評価をすることは不可能だと思いますので、現在の委員構成を見直す抜本的な改革が必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

3、申請の中身を検証するにはスケジュール表の工程では時間が足りないと思いますが、スケジュール表の工程見直しについてどのように考えますか。

4、温浴施設について。現在の運営は定休日の増加、営業時間短縮を行っています。この状況は、住民サービスの向上という目的から逸脱していると思いますが、どのように考えますか。

5、指定管理者の指定期間中の適正な管理運営の確保のため、モニタリングを実施することとなっていますが、現状はどのようなになっていますか。

6、公の施設運営の目的は、住民サービス、地域住民の雇用の場の確保、地元関連事業所の経営の発展に寄与することも大切な役割だと思いますが、どのように考えますか。

7、指定管理者の指定は議会の議決を経てとありますが、議会では何に基づいて判断するのでしょうか。また、否決の場合は、その後の対応はどのようにするのでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それでは浅賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の空き家に対する新たな助成制度設置と特定空き家等の対策についての(1)空き家解体費用の助成金の新設については、6月の所信表明に対する増山議員からの一般質問にお答えしましたように、観光地として壊れかけた空き家などを撤去する必要があるという認識を持っております。しかし、個人のものでございますので、特定空き家制度を使うや、費用をどこが出すかなどを含めて議論する必要があります。また、家屋の解体費補助につきましては、検討していないわけではございません。私も過去に一般質問で解体費補助の質問を当局にしたこともございますので、考えている方向性は浅賀議員と同じだろうと思っております。しかし、解体より、まず住んでいる方たちの支援とコロナで疲弊した事業所の支援を含め、現在リフォーム補助を行っているところでございます。本年度でリフォームなどの支援も一巡するのではと思っておりますので、その後、解体に関しての支援は本格的な検討ができればと思っております。ただ、家を1件壊すのに、おおむね300万円ぐらいかかると聞いておりますので、仮にその2割の1件60万円を補助した場合、浅賀議員がおっしゃる空き家は、いずれ取り壊さなければならないということになりますので、仮に全ての解体に補助をした場合、町は4億2,000万円を支出することになりますので、これほどのお金を町として出せるかということもあわせて議論しなければなりません。

次に、(2)の以前空き家調査等を実施したが特定空き家等について把握しているかというご質問でございますが、特定空き家の調査は実施しておりませんので、戸数などの把握はしておりません。

次に、(3)の所有者と連絡の取れない特定空き家等の処理についての対策をどのように考えるのかのご質問ですが、何らかの対策が必要ですが、所有者と連絡がとれないと対策も難しいのが現状でございます。兄弟や親族等関係者の方と連絡がとれば、その方々とも相談して今後の対策を進めていきたいというふうに思います。

次に、大きな2点目の西伊豆町有施設の運営についての(1)売上げを伴う施設の財務諸表作成についてでございますが、11施設全体の財務諸表につきましてはございます。ただ、施設ごとのものにつきましては現在作成をしておりますので、完成をいたしましたらご報告をさせていただきます。

次に、(2)の黄金崎クリスタルパークの今後の運営についてどのように考えるのかのご質問でございますが、単に経営ということを考えるのであれば、年間収支が、土地賃借料を

含め約4000万円の赤字となっている不採算施設でございますので、閉館が町にとっての町の財政にとっては良いのかもしれませんが、しかし、雨天時の観光という側面を見た場合は、費用をかけてでも開館が望ましいと考えております。ですので、今後の土地の賃借などを含め議会のご意見をいただきたく、全員協議会で議論をお願いしているところでございます。

次に、大きな3点目の指定管理者制度についての(1)利用料に関する条例改正につきましては、各施設の経営状況や利用目的の変化などから利用料を見直す必要があると感じております。ただ、料金を値上げする場合には、併せて利用者へのサービスを向上させる必要がございます。特に公共施設の場合は、リーズナブルな料金で施設を利用できるといったことも魅力の一つとなっており、サービスは現状のまま料金だけを上げてしまうと顧客離れが進み、逆に経営の悪化につながることも想定されます。例えば、やまびこ荘は全ての部屋にエアコンがありませんでしたが、昨年度から指定管理者の自主事業として整備を進めております。全室に完備された段階で料金の見直しを行えば、利用者にもご理解いただけるのではないかと考えております。

次に、(2)の指定管理者選定委員会委員の構成見直しにつきましては、委員会は副町長が委員長となり、住民代表として区長女性会から各1名、経営診断専門家等2名として、金融機関支店長1名、中小企業診断士1名、そのほかに事務局の総務課長のほか、関係課長のうちから私が指名する課長が委員になります。委員構成の見直しにつきましては、県内市町の状況を見ても当町と同様の民間委員プラス職員の構成が1番多く、専門的知識を持つ方も入っております。現在のところ問題もないため委員構成の見直しを行う予定はございません。

次に、(3)の選定スケジュール表の工程見直しにつきましては、指定管理者の募集直前までモニタリング及び次期募集要項の作成を行う必要があります、11月中旬には指定管理者の指定議案を提出しなければならないというタイトなスケジュールとなり、選定委員の皆様へ書類を確認していただく期間が非常に短くなってしまっております。この点はこれまでの実績を含め、可能な限り募集を早めることを目指していきたいと思っております。

次に、(4)の温浴施設の営業の在り方につきましては、平成27年度から令和元年度までの温浴施設の経営状況は、1施設で年間約600万円の赤字となっており、この状況を継続すると町は将来にわたり相当な財政負担が必要となってまいります。このため、現在の指定管理者を選定する際に議員の皆様と全員協議会で様々な議論を交わし、貸切り風呂導入による営業時間の短縮など、経営方針の変更を提案された事業所を新たな指定管理者として後の議会で承認をいただきました。議員がおっしゃる、定休日の増加と営業時間の短縮について、利用

者側からすると大変不満もあろうかと思いますが、引き続き温浴施設を維持するための措置であることをご理解いただくとともに、今後も施設の統廃合等を含めた協議を継続していきたいと考えております。

次に、(5)のモニタリングの実施状況につきましては、当町では平成30年12月に西伊豆町指定管理者制度運用指針を定めており、運用指針の中で、モニタリングは第1段階として指定管理者が行うセルフモニタリング、第2段階として施設所管課が行う指定管理者が行った業務及びモニタリング結果を検証するもの、第3段階として第三者評価機関である指定管理者評価委員会が行うモニタリングの3つがあります。募集を公募で行った指定期間5年以上の施設については、モニタリングを指定期間中に最低1回、原則として3年目に行います。現在の募集を公募で行った施設の指定管理期間は3年であるため、本年度から来年度にかけて評価委員会によるモニタリングを実施する予定でございます。

次に、(6)の公の施設の運営の目的についてでございますが、住民サービス、雇用の場の確保など、私も必要だと思えます。しかしながら、公金を取り扱う上でその観点だけで議論をしますと、お金はいくらあっても足りませんし、国の言う行政のスリム化に逆行します。また、今後人口減などによって交付金の額も減らされるかもしれません。あるにこしたことはない、あったほうが良いと思えますが、それだけでは済まない大変難しい課題であると思えます。

次に、(7)の指定管理者指定に関する議会の役割につきましては、地方自治法第244条の2第6項に、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならないと規定されていますが、指定管理者選定委員会で選定した候補者がふさわしいかという詳細については、事前に議会全員協議会において協議をしていただき、当日は、選定に至った経緯などを口頭で説明し、基本協定書及び業務仕様書のとおり契約行為を指定管理候補者と行ってよいかという合否判断を行っていただいているのが現状でございます。仮に議会で否決の場合は、町営もしくは閉館しかございません。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それでは、再質問させていただきます。

まず空き家解体の助成金の件につきましてでありますけども、私は今回の質問に先立ちまして、既に静岡県内で実施しております2つの市につきまして、電話で問合せをしてみました。一つは藤枝市でありますけども、藤枝市におきましては、限度額を解体費の23%、若しくは30万円以下ということで助成しております。事業につきましては平成30年度からの実施でありまして、平成30年度が40件、令和元年度が45件、令和2年度におきましては51件です。なお、令和3年度におきましては、ただいま16件の申込みがあり現在も受け付けをしているということでありました。令和3年度の予算額につきましては1,800万円ということで、こちらから社会資本整備総合交付金を活用しているということでありました。そのほかに、住宅用地の固定資産税の減免制度も適用しているということでもあります。

もう1件につきましては、浜松市も実施しております。浜松市におきましては、解体費の33%、若しくは50万円以下ということで、令和2年度からの実績になりまして、令和2年度が20件、令和3年度におきましては20件の申込みがあり現在ストップしているということで、予算額が1,000万円で、こちらは市の単独の予算だそうです。なお、住宅用地の固定資産税の減免制度はないということでありました。先ほど町長の答弁の中に、空き家が700件あるということで総額4億2,000万円かかることも頭に置いてみたいなお話がありましたけれども、やはりその700件と申しまして、現実的には、正月やお盆に帰省する方や、やはり利活用できる住宅等もありますので、今現在リフォームの助成制度みたいに、年間の予算の中で数年かけて事業を継続するという考えがあろうかと思えますけども、その辺についてのお考えをお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まず、その助成制度ということで、700件全部じゃないだろうと。お正月やお盆に帰ってくるころがあるだろうと。確かにそのとおりでございますが、では10年後20年後のことを考えたときに、そこに本当にお盆正月コンスタントにずっと帰り続けてくれるのかということを言うと、それはわかりませんから、ですから町としては総合的にこの制度を続けていくのであれば全て700件除却しなければいけないので、4億7,000万かかる可能性があるという試算でございます。逆に、帰ってこない家というのは面倒見る方がいないと

か、そもそもその家屋が存在をしていたとしても必要とされていない方でございますので、その方々がわざわざ自分の身銭を切ってまでもお家を壊すかということに当然なっただけでまいりません。そうすると、仮に5分の1補助をしても5分の4は自分で持ち出しをしなければいけないので、解体をしてくれるのかというような当然考えにもなっただけでまいりませんので、そこが一番難しいところでございます。ですから、今必要としていて資金力のある方が補助をすれば解体をしてくれるんでしょうけれども、そういった方は今でもご利用になられていて、のちのちのことを考えて壊されるということを決断される方でございますから、今、その家に対して執着のない方っていうのは、いくら補助をしても解体には至らないんじゃないかということも言えるわけでございます。ですからなかなか難しいという判断になりますけれども、一応町としては、リフォーム補助が終わって次の段階ということになれば当然そういったものが考えられると、壇上で答弁したものでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今のお話の中で、またちょっと改めての質問なんですけれども、2市におきましては建物に対する制約を設けて実施しております。例えば昭和56年以前の建物ですとか耐震診断で危険なもの、あるいは登記されている建物等の制約がありますけれども、私はこの建物に対する制約そのものは設ける必要がないと思っております。それは、やはり今現在、例えばそんなに古くなくても、実際に解体、将来に向けて解体したいっていう気持ちがあれば、やはり将来に向けたやっぱり老朽化も進みますので、そういった方に対して、やはり対象にして、どんどん希望のある方を対象に制度を設けるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは特定空き家の問題も関係してくるんですけれども、そもそも古い建物を壊す補助を町が出して、壊してほしい古い建物だけが残っても困るわけですね。そうすると新しいものは後に持っていくのが普通でございますので、当然朽ち果てそうなものを事前に壊してくださいという名目で補助をするのはわかりますけれども、新しいものでも補助を出せということにはちょっと乱暴かなと。ですから両市町がそういったところで線引きをされているのは、そういった事情があるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 財政的なことになるんですけれども、やはりそのタイミング、町としての財政事情も考えなければいけないと思うんですけれども、やはり今ですと、ふるさと納税と

いう形で補助金というか収入が見込めますので、やるタイミングとしては、私は今がチャンスではないのかなと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、べつに町はやらないと言ってるわけではなくて、今はあくまで今生活している方たちを優先としてリフォーム補助をしておりますから、これが一巡をしたら本格的に検討する必要があるというふうに答弁をさせていただいたかと思えます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今利用している方ですと、利用してるから解体できないわけですね。そういったものですから、やはり投げかけ、やっぱり町としてもこういった制度を設けましたので、ぜひ今がチャンスですので、不要のものであれば解体をしたらどうですかという投げかけをしたらよろしいかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然町には、予算というものがございまして、何でもかんでもやればいいというものではございません。ですから、今はリフォーム補助、生活をされている方を優先に考えておりますのでリフォーム補助をしておりますが、リフォーム補助が一巡すれば今年でいえば1,000万の予算をかけております。来年度リフォーム補助を終わりにすれば、1,000万の予算がありますから、それを解体費の補助に向けることは可能であろうと。ですから検討していますということでございまして、先ほどから申し上げておるように、やらないと一言も言ってございません。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。その検討する段階で建物を壊すと、固定資産税が上がるというお話を耳にしますけども、この税務上の制度について、まずはちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 固定資産税は上がりません。今減免されているのが、元に戻るだけでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 言葉が不適切でありました。上がるというのは個人にとって上がるということで、負担増という意味で申し上げました。そうしますと、やはり個人の負担が増えると、建物を壊すとやはり負担増になるから、解体はやめようかなというちゅうちょする方

もいらっしやると思いますので、その減免を解体後も継続することはできないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 取り方からすればの負担増なんですけども、負担増ではないんですよ。減免をしていただいているわけですから、得をしているのがお得がなくなるわけですね。ですから普通に返るわけです。増になるわけではありませんで、そこは勘違いをされないようにお願いします。確かにその減免をそのまま残せということをおっしゃるのはわかりますが、ではお隣の家が同じ状況で、税制はこちらは通常かかっている、こちらは解体したら税金が下がるということになりますと、税の不公平性というものは感じられませんかということになりますんで、町としてはなかなかそういったものは難しいのではなかろうかという結論になってまいります。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） その空き家の解体の私なりの目的は、やはりその空き家によって、ほかのところに迷惑しないことが第一の目的だと思っております。確かに税の面からいうと不公平性はあるかもしれませんが、目的達成のために、そういったことを適用できないのかが私の中の主旨であります。いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かにそれは言い方としてはそういうこともあり得るのかもしれませんが、では税の減免が受けられないのであれば周辺の方に迷惑をかけて良いのかということになると、それは違うわけですから、当然、家屋が朽ち果てていって近隣に迷惑がかかるのであれば、税の減免が受けられなくても解体をしていただくのは本来ではなかろうかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 常識的にはそのとおりだと思います。ただ、何度も繰り返しになりますけども、目的達成のためにいろんな手段を選んで目的を達成させることがよろしいんじゃないかなという私の考えでありますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういう考えもあるんだろうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 考えは平行線になると思いますので、続いての質問をさせていただきたいと思います。

特定空き家について、先ほど具体的には調査はしてないということでありましたけども、特定空き家につきましては、やはりその緊急性の要することだと思いますので、町としても積極的に持ち主の連絡先等を確認して、何とかその解体に向けた働きかけをするべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 特定空き家等と思われる家屋を把握することは、今後の防災上とかにも大切なことですので、そういった調査するということは今後検討していきたいと思えます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。それから、先ほども出ましてちょっと費用面の関係でありますけども、国交省に空き家対策総合事業っていうのがありまして、いろんな助成金等がありますけども、こちらの事業について西伊豆町として検討する考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最終的に空き家を特定空き家に特定して解体を促すということになれば、これは検討する必要があるかと思いますが、特定空き家に指定した場合は、取り壊していただくのが前提でございまして、当然、壊した後の費用をどなたが取られるのかということも出てまいります。もし個人が特定されず特定空き家になってしまった場合、町が解体しなければならなくなったときには、その持ち出しの5分の3を町がかぶらなければならなくなりますので、その費用を税負担をしても良いのか悪いのかという判断をしなければなりません。当然、危険であるという建物が解体費が300万かかり、5分の3を町が持ち出しをした場合には、当然約200万円ぐらいのものを町が出すわけでございますけれども、この財源は税金になります。この税金を特定の個人の所有物にかけることが可能なのかということもまた考えなければいけませんし、国のほうは都市部などもごっちゃませにして議論がされておりました、当然その後の土地が駐車場として活用でき、利用料はいただけるのであれば解体費はペイできるのかもしれませんが、西伊豆町の特定空き家にもし特定された建物がとてつもないところにあって、誰も借手がないというふうになってしまった場合には、経費だけがかかってしまうということも当然ございますので、なかなか難しいんではなかろうかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 国交省の事業につきましての考え方はわかりました。続きまして、所有者と連絡の取れない特定空き家に対する対策について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これに関しましては先ほども言いましたように、朽ち果てている危険なものというのは当然壊さなければいけないということはわかりますけれども、そこに税金を投入することが可能なか不可能なことなのかということも議論しなければいけません。ですから、所有者が特定できなくても、親類であったりその方の知人の方がいらっしゃる物件に関しましては、町のほうで探してご連絡をし、何とか解体に結びつけるような努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私のここでの質問は、全くその連絡の取れない方に限った質問であります。解体したときに町の税金がかかるっていう、やった場合に税金の支出が伴うっていうことは、これは収用等という意味でのご答弁でしょうか。お願いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町で代執行した場合は、当然町が一度肩代わりをします。そこには確かに国交省などの補助金は入るのかもしれませんが。でも最終的には5分の3を町が持ち出しをするんですけれども、それが、土地が更地になった後に売ればその費用でペイできますけれども、売れなかった場合は5分の3を出しっ放しになるわけです。仮に、もしそういう案件を1件やると、うちも解体したいけれども解体する費用はないと。放置しておけば、町が特定空き家にしてきて解体してくれるっていうことを誰かが思うと、解体は進まないわけですね。そうすると全てが特定空き家になるまで放置されるという事案が発生してまいりますので、なるべくそれは避けなければいけません。ですから、安易にこれは特定空き家だからといって、手をつけ始めるのも危険ではなからうかというふうに町としては考えておりますので、この辺の物差しというか、判断が大変難しいということになります。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ここで1件、事例をお話をさせていただきます。以前から、これは宇久須地区の話でありますけれども、非常に危険だなあと思われてた建物がありました。この建物の1面が倒壊いたしまして、道のほうに瓦礫が散乱いたしました。その現場を見てみますと、残りの三面と屋根の部分が残ってございましたけれども、そのまま放置するにおいてはで

すね、やはり事故につながりかねないなと思って非常に危険を感じたわけでありまして、その業者の方にいたものですから話を聞いたら、せめて2階の部分だけでも解体できないのかなと言いましたら、やはり所有者と連絡がとれないものですから、町としても手をつけることができないというお話でありましたけれども、繰り返しになりますけれども、やはり非常に危険だなあと思ったものですから、何らかの対策をとらなければいけないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから先ほどから申し上げてるように、対策をとらなきゃいけないのは町もわかっております。ただ、一度事例をつくりますと、当然朽ちて放置しておけば町が最終的に手をつけてくれるっていうことになると、自ら解体を選ぶ方って減ると思いませんか。そういうことも懸念して町は判断をしなければいけないので、安易に崩れそうだと周辺が危険だから町で壊しましょうということには、なかなかならないわけです。ただ、案件としては、大浜や仁科の沢田で違う案件がありますが、壊れかけそうなものがございました。もう、区としてどうしても壊したい。区費を投入するので町に補助してくださいということがございました。ですので、区さんが区費を出してでもやってくれということであれば、町も多少補助しましょうかということがございましたので、もしそういった地区があるのであれば、地区の区費を投入してでもやるという意気込みがあれば、町が補助しないということはないということですが、ぜひその辺もご検討いただければと思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） やはり物事にはいろんな観点、方向性から見るがあると思います。やはり町長さんの答弁ですと、どうしても財政的な面、これ大事なことだと思いますけれども、私が今、メインに考えてるのは、やはりその地域住民の安全性ということのを第1に考えるべきではないのかなということで、何度も質問させていただいております。そのご答弁の中に、地元も協力してやれば町のほうも支援をしますということでもありますけれども、やはり今後、最終的に、やはりそういった老朽化して本当に危険な建物が増えてくると、町としても本当になんとかしなければいけない、最終決断をしなければいけない時は来ると思います。やはりそのときのために法律化ですとか、やっぱり県、国と相談した上で危機対応マニュアルっていいですか、こうなったらこういうするってやっぱりマニュアルだけは検討して作成しておくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君）　ですから浅賀議員が冒頭、今質問でおっしゃったように、のちのち西伊豆町内の家屋が空き家になっていく可能性は今以上にあるわけですね。今700軒の空き家で済んでいるのが1,000軒になるかもしれません。そのうちの、今であれば10件ぐらいだった特定空き家が100軒になるかもしれません。仮に1例として特定空き家を町のお金で全部解体をしてしまって、回収ができなかった事例ができた場合、100軒が、うちもやらないと。最終的に町がやってくれるんだってということになると、町がやらなければいけない事例ができてくるわけですよ。そのときの費用まで見れますかということになるわけですね。先ほど700件に仮に2割、20%で60万を出したとしても4億何千万、20%ですよ。これが5分の3になったら、この3倍になるわけです。そうすると4億じゃなくて10数億かかるわけですよ。これを今、財政が大変だと言って大騒ぎされた去年の議会ありましたけども、その状況で町が出し続けられますかっていうことも考えなければいけないので、判断が難しい事案だということでも申し上げているものでございまして、全くその危険だから手を出さないというふうに町が言ってるのではなくて、いろいろ考慮しなければいけない事案だということの説明を申し上げているものでございます。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君）　様々な状況があると思いますので私としては、ぜひ検討は前向き、検討というのは、助成金につきましても、それからその空き家の対策につきましても、6月の議会のときも一般質問しましたけども、やはり平時のときに、いざとなったらどうするかっていう検討は進めておいていただきたいと思います。この件に関しましては、以上とさせていただきます。

　続きまして、売上げを伴う施設についての財務諸表の関係でありますけども、やはり収支を伴ってる施設というのは、企業経営であると思います。やはり企業経営としましては、複式簿記にも基づきました貸借対照表、損益計算書はなくてはならないものであると思いますし、これからやっぱり財政状況等を勘案した中で施設を存続するのか廃止するのかっていう結論を出すときの、やはり大切なエビデンスの一つだと思います。なおかつ、指定管理者におきましても、経営計画を作成する上でも必要な資料でありますので、作成をお願いいたしますけども、先ほど、町長の答弁の中に、11施設ありますけども、個別のやつがありませんので進めてまいりますということでありましたけども、改めての質問ですけども、何年度分から作成する予定でいますでしょうか。

○議長（山田厚司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今、指定管理を行っております業者が令和2年度からスタートしましたので、令和2年度分から作成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ぜひよろしく願いいたします。

続きましてクリスタルパークについてでありますけども、先日、クリスタルパークにつきまして議員の勉強会を開催いたしました。その席上で、やはりクリスタルパークの設立の経緯ですとか、旧賀茂村におけるその硝子文化の意義、そういったものを資料的にいただきたいというお話が出まして、それを基に改めて勉強会を開催することになっております。私は、そういった基礎資料とともに、今後クリスタルパークをどのようにしていくかというビジョンづくりが必要ではないかなと思っております。今回の契約で満了を迎える早い方ですと、来年2月ということですので、とてもその2月までに経営計画を作成するのは、困難ではないかなと思っております。ですので、取りあえず今の契約を2、3年、延長していただいて、その間に経営計画を作成した後に、正規な交渉に当たるべきだと思いますけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当初指定管理につきましては、以前5年でございましたので、次も5年というふうに町は考えておりましたが、5年は長いというようなご意見があったりとか、そもそもこれだけの赤字を出している施設を継続するのかなというご意見もございましたので、まずは3年で契約をし、その後その請け負った業者さんが適正な運営をするのであれば、通常の5年と同じように2年の延長をかけるかというような議論を、その時の全員協議会に諮っているかというふうに思っております。ですから、3年が終わって2年3年の契約をするのではなくて、更新をするのかそれとも新たな契約をするのかということは、今後も検討する必要があるのかなというふうには思っております。ただ、コロナ禍におきまして昨年と今年が全く比較ができないような数字が出ておりますので、ここで経営診断なりいろいろなものを判断をするということは、少し町のほうでは難しいのかなというふうに思っておりますから、ある程度の議会全員協議会での勉強会が終わりましたら、町のほうとしても積極的に議会のご意見を伺いたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 町長、今の答弁ですと、指定管理者の2、3年というふうにちょっと受け取ったかもしれませんが、2、3年延長したらどうかっていうのは、土地のですね

契約、地主さんとの契約そのものを2、3年延長して、その間にクリスタルパークのですね経営方針というか、ビジョンを作成したらどうですかという質問だったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 土地を借りるということが必要ですから借りるわけでございますので、クリスタルパークを閉める閉めないの判断はないのに、借り続けるということは不可能だろうというふうに思います。ですから、あくまでも指定管理が期間が3年が5年に延びるとか、もう一度3年の契約をし直すとか、いろんなパターンがございますけども、それが無いのに土地だけ借り続けるということはありませんので、そういったものも含めて、今、皆様のほうに勉強会でご意見を伺っているというものでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） その土地の契約の問題で、早い方はもう来年2月ということでしたよね。今からその間に、やはりクリスタルパークの今後の経営方針についてのビジョン作成は、ちょっと時間的に無理があるんじゃないかなと思います。壇上で町長のお答えですと、年間に数千万円の赤字があって、数字上ではとっても維持できないというお話の中で、やはり総合的な判断がどうしても必要になるかと思えます。地域における観光施設ですとか、それに基づいた地域経済の波及等がありますので、先ほどもちょっと申しましたけども、やはりこれまでの設立の経緯ですとか、ガラス文化の里づくりという総合的な判断するには、この数か月では無理かと思えますので、将来のビジョン作成をまず作成するべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然そういったものは作成する必要がございますし、壇上で申し上げましたように、費用がかかるから閉鎖だということは町は申し上げておりません。雨の日の観光の行き場所がないために、こういったものを継続する必要があるというふうに町としては判断をしております。ただ、浅賀議員の通告の中に、将来の財政状況は厳しさを増すと推測されると書かれているということは、それを推測すれば、財政負担を少なくするために閉鎖をしたほうがいいんじゃないかという議論も当然あるわけでございますので、まずその議論をした後にビジョンを立てないと、そもそもビジョンを立てても経営的に行き詰まるんだったらやめろということになれば、意味がないわけですから、今の経営状況を皆様にご理解をいただいた中で、そもそもこの施設をやり続けるのか、閉鎖に向かっていくのかという判

断がないのにビジョンは描けないですから、今ビジョンがないというものでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私も、現在のクリスタルパークを続けても回復の見込みはないと思います。そういった意味で、ガラスだけに特化するのではなくて、あその場所を使ったほかのものを取り入れた経営計画をつくっていく必要があるじゃないかということで、財政が逼迫してる状況でありますので、何とか黒字をするための、やはりビジョンづくりってどうしても必要になるんじゃないかなということで、先ほどから何度もお伺いしてますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 以前、株式会社クリスタルパークという会社がありました。これは資本に町のお金が入っております。ここで行き詰まるというようなことがありまして、理由としては、やはり第三セクターという多少甘えている部分があったりというようなことがあったんで、そういう状況になってしまったのかなと。ただ、民間の経営手腕をもってすれば、多少回復するのではなかろうかということで、指定管理者制度を取り入れて運営をしたわけでございますけども、1回目の5年間については、さほど状況が改善をせず、次に受けていただくときの指標については、もっと悪化をしていたということでございます。現在受けていただいている会社さんについては、広報などにつきましても以前に比べ格段にPRをしていただいておりますけれども、コロナ禍によって、なかなか経営の基盤を改善するまでには至らないというのが現状でございます。仮に町のほうでそういったものをつくったとしても、しょせん公のつくるものでございますので、やはりそういったものにつきましても、民間の活力を使うことがいいのではなかろうかと私は思いますので、ぜひ指定管理者制度を導入して、受けられた業者さんが使い勝手のいい管理をしていただくということが必要かと思えます。ただ、それをやるについては、3年ではスパンが短か過ぎるので、私は5年ぐらいの期間が必要ではないかなというふうに思いますけども、今の現状の契約は3年ということでございますから、この3年の中で好転させるビジョンが描けるのかというふうに言われると、なかなか難しいのではなかろうかというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） これは意見ですけども、私も3年で経営改善等を図ることはとても無理だと思っております。その3年後、その先を、やはり先ほど言いましたけども、ガラスだけに特化するのではなくて、やっぱり複合的な施設を検討していく必要があるということ

申し添えて、ここにつきましては質問を終わらせていただきます。

続きまして、やまびこ荘の関係でありますけれども、条例の中に健全な保健と休養の場を与え、体力の向上と情操の高揚、健康増進に必要な宿泊施設の提供とありますが、具体的にどのような方をターゲットにしているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） やまびこ荘は、大沢里小学校の校舎を残してほしいという地元の要望に応じて、町営の青少年宿泊施設として昭和51年7月にオープンした施設でございます。具体的なターゲットとはという質問でございますけれども、やまびこ荘は主に、そのプールを使ったスポーツ少年団ですとか、高校の部活、大学のサークルなどの合宿とかですね、あと地元グリーンツーリズムの皆さんとの自然体験などがメインであり、青少年をターゲットとした運営が中心であったかと思えます。具体的な数字を持っておりませんが、今でも毎年多くの団体が来ているというふうに聞いております。以上です。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ターゲットについてはわかりましたけれども、現在の宿泊客層についてなんですけれども、何といたっても一般の方が多くのように身請けられますけれども、その辺の現状についてお話ししたいと思います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 令和2年度以降なんですけれども、コロナの影響によりまして特にその団体が減っておりますので、この状況がさらに続くのか、または回復するのか、ちょっと判断がつきにくい状況でございます。議員のおっしゃるとおり一般の方が多くなっているっていうのは、今の状況で多くなっている状況かと思えますけれども、確かに以前に比べると合宿利用などが大変少なくなっているということは聞いております。以上です。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の2点を踏まえてなんですけれども、やまびこ荘の宿泊料、条例によりますと大人で3,200円以下となっております。この3,200円の宿泊料で黒字化するのは、経営的にはとっても無理があると思えますので、やはり条例の上限は民間並みにしておくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆町の民間の民宿ですね、素泊まり料金はご存じでしょうか。それに比べて高いのか安いのか。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 安いかと思います。やはり大きな項目のところで言いましたけれども、黒字化するにはそれなりの料金を頂かなければ、経営的な改善もできないと思います。今のお客様は、やはり価値感が合えば、多少高くても利用していただく方はあると思いますので、こういった人をターゲットにするかということで、経営戦略の見直し等を図っていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに経営のことを考えればそういった見方もあるのかもしれませんが。ただ、先ほど課長が答弁したように、コロナになる前につきましては、学生であったりそういった方々のご利用が多かったという、青少年育成の観点で夏合宿をされる方が、料金が高くなると逃げるということもあるわけです。これは私も実家がお寺でございまして、その団体で子供さんたちを集めて寺子屋みたいなことをやったことがございますけれども、やはり、まず選ぶときには費用がどのぐらいかかるのかというのがあって、本当にこれで頂いた料金でしっかりとやれるのかということになると、宿泊料金というのはかなりネックになってきたような記憶がございます。ですから、確かに一般のご旅行をされる方については、これは安いから上げてもいいという意見があるのかもしれませんが、青少年たちのご利用に関しては、このぐらいで置いておかなければご利用につながらないということもございますので、そこは一概に一般の方の料金だけを見て、安いから上げろということにはならないのではなかろうかということで、今までの議論があってこの金額に落ちついているかと思えます。この料金の改定につきましては、確か8年ぐらい前に一度値上げをしてこの料金になっているということでございますから、その都度見直しが必要であれば改正をしていくということであろうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私は、やはり町の財政状況、それから指定管理者の方の経営の黒字化を図るということでは、やはり経営改善が必要かと思えます。今、町長のおっしゃった子供会ですとか、学校の生徒については、割引制度等を行うことでカバーできるのではないかなと思いますので、ぜひその黒字化を、企業のノウハウっていうか経営戦略を生かす意味でも、枠だけは広げておくべきだなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 指定管理者さんのご意見を、私直接伺っておりませんので何とも申し

上げられませんけれども、条例上はいくら以下という形でございますので、議員がそういうことおっしゃるのであれば、条例上は5,000円以下に設定をさせていただいて、仮に指定管理者さんが3,500円なのか3,200円なのか3,000にするのか、そういったものは検討することは可能かなというふうに思いますから、これを持ち帰って指定管理者さん側と少し相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の答弁でよくわかりました。ぜひともご検討のほうをお願いしたいと思います。それから、指定管理者の選定にあたっての選定委員の関係ですけれども、やはりボリュームのある計画書が出てくると思います。その中で、計画の実現性ですとか企業の安全性等を見ると、それなりの専門的な知識がなければできないと思いますので、その選定委員はメインとしては、その専門家でやるべきだなと思います。どうしてもその町の状況ですとか施設の状況については地元の方ではわかりませんので、選定委員会というよりも懇談会の中で方向性を示す意味ということで、一般の方の委員さんは設ければいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 言われてることは分かるんですけど、ちょっとご確認だけさせていただきます。それは委員会の中には、町の職員を入れるなということをおっしゃりたいのか、その辺がちょっとわかりにくかったものですから、もう一度お願いできますか。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 選定委員会っていうことであれば、何人か、例えば今5人ほどいらっしゃるのかな。それ、1人2人でよろしいかなと思いますけれども、その選定委員会ではなくて、やっぱり町の状況等も、その専門家の委員さんも把握できなければ選定できないと思いますので、選定委員会とはまた別の組織の中でつくって、検討する組織をつくったらいかがかなという考えであります。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 別の組織で何かをしたらいいいというのは、何をすればよろしいということをご提案されてるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 別の組織は、その指定管理者を決めるのではなくて、今置かれてるその施設の状況ですとか、利用者の意見ですとか、町としてこういうふうな方向に持っていき

たいんですよってというような意見を述べる場というふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それについては今の現状で、私はいんではなかろうかというふうに思うんですが、私が捉えたのは、浅賀議員はもう完全に専門の方のシビアな目線で、この管理そして運営について見させたほうがいいんじゃないかという質問をされているのかなというふうに思ったので、役場職員などは入れないで、しっかりしろということなのかなというふうに思ったわけですけども、そういうわけではないんですか。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 採点等については専門家でもよろしいかと思えますけども、いろんなやっぱり意見を聞くには、町の職員ですとか住民の代表の方だとか、それは入れる必要があると思えます。だから私の考えてるのは、選定委員会と、また別の名称わかりませんが、別の組織と2段階ってというような考えで考えております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） だからその別の組織というのは、専門家だけの組織をもう一つつくりなさいというこの質問をされてるわけですか。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 選定委員会ってあるわけですね。だからその選定委員会の最終的なその決定は、専門委員会の方でよろしいじゃないかなと思えます。その前段階として課長さんですとか、その地域住民の方を入れて検討すればよろしいんじゃないかなという考えであります。

○議長（山田厚司君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時51分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 選定委員会につきましては、やはり専門家の比重を多くしたほうがいいんじゃないかなということで、それはあくまでも私の考えでありますので、またご検討を

お願いいたします。

続きまして温浴施設の関係で、先ほど町長の答弁の中で各施設は600万以上の赤字があるということで、昨年の議会にも諮って指定管理者の方向性を取り入れたということでありましたけども、現実的に営業した中で、利用者の不満の声も私は多々聞いております。そのモニタリングの中にも利用者の意見を反映しているという項目があるものですから、その辺についての改めてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そこが一番難しい問題でございまして、浅賀議員のところは何名の方からそういった声がかかっているのかわかりません。仮に10名だったとします。その方たちが3施設ばらばらに使った場合は、1施設につき4人ぐらいになるわけですよ。その4名の方のために、1施設600万の赤字を容認できるのかっていう話になるわけですよ。であれば、多少ご不便はかけかかるかもしれませんが、閉鎖しないためにはこういう運営の方法しかないんだと。この施設でお休みのときには、こちらの施設が空いてるんで、ちょっとご不便にはなりますけれどもご利用いただけませんかということで今進めているものでございまして、今ですね、もうほぼご家庭にお風呂がある状況で、昔と違って、そういった公衆浴場的な機能も減ってるわけでございますので、それを無理やり福祉の施設ということで維持し続けるのが難しいということと、これはだいたい前の議会でも私答弁してるかと思いますが、仁科地区には、この施設が2つございます。浮島にあって、堂ヶ島の沢田公園も入れれば4か所ありますね。じゃあ田子の地内にあるかということ、浮島は一応あそこに仁科地番でございまして、田子の町内にはないし安良里にもございませぬ。宇久須は福祉の湯がありますけれども、そういったことを考えると西伊豆町全体で福祉の湯という存在意義があるのかということも当然問わなければいけませんので、ご不便はかけますけれども何分これでご勘弁いただきたいということが、これがもう3年前の結論ではなかろうかというふうに思っておりますので、そこを勘案して何でもモニタリングでそういったご意見を聞けばどうにかなるということになると、その分の赤字を町政として出し続けるのかということも、また住民の皆様にお聞きをしなければいけないので、この結論に至っているのはなかろうかというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の町長の答弁で、よく私は理解できます。ただ、一般の住民の方に、今町長がおっしゃられた説明というか、あって丁寧な説明、今のままで温浴施設を黒字化に

持っていくってことはとってもできない施設だと思います。そんな中で、やはり気持ち的に理解していただくような親切な説明が必要ではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは当然、今の指定管理者さんが受けるにあたってご利用の方には説明をされていると思いますし、それをわかってご利用をいただけているかと思います。そうは言っても不満というのは出てくるわけでございますので、もうここは町としては確かに開くことにこしたことはないというのはわかってるんですけども、苦渋の選択として、町全体のことは町の将来を考えれば、切らなければいけないところはこれは切っていくということもやはり私は町を預かる身としては判断をしなければいけないところでございますので、今後も丁寧に説明はしたいというふうに思いますけども、片方だけの意見を聞いて物事を判断することは無理だということで、今のこの結果になっているとご理解をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 町長のお考えに全く賛成であります。ただ、やはり繰り返しになりますけども、その説明という意味合いでは、例えば施設のところにその町の考え方という形で張り紙ですとか、そういった簡単なこともできるかと思っておりますので、そういったことで町民に対して優しいまちづくりではありませんけども、そういったことをお願いしたいと思います。続きましてモニタリングの関係なんですけども、3段階、指定管理者、町、それから選定委員会とありますけども、今年については2段階まで実施することとなっているかと思っておりますけども、今の状況をお話ししたいと思います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 議員の言われるとおり、運営指針のほうでは、令和3年3月31日のモニタリング時点を反映させた2段階までのモニタリングシートを作成することになっていますが、スケジュール的には決算が確定し監査委員の意見等なども踏まえ評価していきますので、完成は最短でも7月から8月ということになっていきます。ただ、今回につきましては先ほど町長の答弁にもありましたとおり、指定管理期間が5年間ではなく3年間ですので、仮に半分の1年6か月、9月30日を基準日とし、今年から来年度にかけて評価委員会によるモニタリングを実施していくことになると、評価期間がほぼ重なってしまい短期間に2回同じ評価をすることになってしまいます。このため、今回は第3段階までの評

価にまとめて1回で実施することにしたいというふうに考えておりました、今準備を進めているところでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、わかりました。続けてなんですけども、その評価についてホームページのほうにも記載することとなっておりますけども、こちらの進捗状況についても伺いしたいと思います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ホームページのほうでは、前回行いました評価委員会の評価シートを公表しております。今年度実施する評価の結果につきましても、随時更新をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、わかりました。続けて評価委員会のモニタリングの関係なんですけども、運営指針によりますと、指定管理期間が5年以上のものは評価委員会を設置する。また、公募したものについては、原則評価委員会を設置するとありますけども、この条件は、どうしてこのような条件が設けられているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） この運用支援におきましては、今まで通常5年という格好でやっておりました。今回たまたま3年間という格好になりまして、指定管理評価委員会には、指定期間5年以上の施設についてはという言い方をしておりますけども、今後、この運用指針を改正しまして、3年というのも記載をさしてもらいたいと思います。期間につきましては1年半とか半分の期間になってくるかと思いますが、そこはまた協議をしまして調整をしたいと思っております。公募を行わなかった施設につきましては、必要に応じて同委員会を設置しモニタリングを行うこととしますとなっておりますけども、今まで公募を行わなかった施設というのは、漁協の関係の施設とか診療所関係とかになっておまして、特に診療所関係につきましては以前からやっておまして、継続した医療という観点もありまして指定管理というふうになっておりますけども、10年間医師を確保するという意味もありますので指定管理ということになっておりますけども、通常の指定管理とは若干違うような格好にはなっております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、わかりました。あとですね、その指定管理者の選定について議

会の議決を経てとありますけども、先ほど答弁の中に議会で否決の場合には、直営でやるか廃館するかというお話でありましたけども、これはあくまでも私の考えでありますけども、やはり指定管理者制度を設けてるっていうことは、直営で、これ大変失礼な言い方ですけども、職員の方が携わっても現状維持はできても改善等は図れないと思います。やはり指定管理者の方に任せて経営改善を図って企業の業績を上げていくという目的であると思いますので、私は指定管理者にお願いするべきだと思いますけども、そんな中で、先ほど町長は、議会に諮る前に議員の方と懇談、情報交換をやってるということでありましたので、ここをまた改めましてそういうことであれば、やはりスムーズに議決されるように、やはり選定委員会と議会とキャッチボールする機会を多く設けて進めていただきたいと思います。12月の議会で諮っておりますけども、私はちょっと12月の議会で決定するのは遅いかと思います。と申しますのは、やはり経営者が変わるといろいろな条件も変わってきて、実際に勤められてる方もですね、話の中でちょっとそこではもう勤められないとかっていうことになると、改めてその職を探したり、また、企業側にとりましても、人材の確保ですとか、4月からに向けたやっぱり準備期間は最低でも6か月は私自身が必要ではないかなと思いますんで、その辺のスケジュール的なものも早めたほうがいいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういったご意見があるということは承知はしております。ただ、難しいのは、12月ではなくて9月の議会に上げようということになった場合には、当然入札は7月とかになって、その後、議会の皆様に全協の説明をしてということがございます。7月の入札の前にも、今現状どうなのかということも皆さんにお示しをしなければいけないということになりますと、仮にですよ、来年の7月そういう環境が生まれるとします。そうすると、今の時点から既に昨年の経営状況、また今後の方針などについてモニタリングを含め選定委員会もそうですし、逆に今の経営状況も把握をしていかなければいけないというものがございます。全てのスケジュールが3か月前倒しにしてできるのかということになると、なかなかやっぱりそこが難しいものでございますので、ぎりぎり12月に議決をいただいとるのが現状でございます。中には3月に議決という指定管理者も昔はありましたけども、それはあまりにも無謀だろうということで前回は12月にしたのではなかろうかというふうに記憶しておりますので、議員のおっしゃることも言わんとすることは理解できますので、前倒しができるのであれば少し検討してみたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） あくまでも私の考えでありまして、実際に指定管理者の方にもいろんな意見を聞いて、その準備期間が間に合うかどうかということを確認していただいて、今後検討していただければと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時 9分

◇ 高 橋 敬 治 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、高橋敬治君。

6番、高橋敬治君。

[6番 高橋敬治君登壇]

○6番（高橋敬治君） それでは一般質問を行います。私の質問は、今回は大きく3点でございます。熱海土石流災害について、2番目が、改正バリアフリー法について、3番目が、公衆トイレについてでございます。

まず最初に1件目、熱海土石流災害についてを質問いたします。7月3日、熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生し、今も行方不明者1名の捜索と約150名の方が避難生活を余儀なくされておられます。20人以上の人命を奪い多くの方の生活を一変させたこの事故は、その後の調査により天災ではなく人災であると言われており、現場を視察した川勝知事が、天変地異の天災の新しい形と発言して批判を浴びているのに対し、難波副知事は、個人的見解としながらも、被害拡大に影響したと指摘される盛り土の工法が不適切であったとの認識を示しています。被災者らでつくる熱海市盛り土流出事故被害者の会は、土石流起点の盛り土部分の土地所有者らを刑事告訴と民事訴訟を起こす考えを示し、刑事訴訟は、8月27日、熱海署が受理いたしました。また、盛り土に問題があることを知っていながら、熱海市や静岡県が適切な処置を行わなかったことから起こった人災で、行政の責任を問う声も上

がっております。今回の土石流事故は、日本中の各地で、いつでもおこりうる十分にどこでもおこりうる十分に想定が可能な災害であり、未然に防ぐために一刻も早い全貌解明と再発防止に積極的に取り組んでほしいと思います。以上を踏まえて質問いたします。

(1) 緊急点検について。7月14日、県は今回の土石流で、県土砂採取等規制条例に違反の状態だった盛り土の崩落が被害拡大につながったとして、15日から30日にかけて県内の盛り土の緊急点検を実施し、全35市町にも所管する盛り土の点検を要請すると発表しました。

①緊急点検の対象は、県土採取等規制条例に違反した盛り土造成行為で指導継続中の案件と、過去に許可若しくは受理したもので、山間部に15メートルを超える盛り土をしている場所としています。町内に対象箇所はありましたか。あれば、その結果はいかがでしたか。

②県は県土採取等規制条例や同様の市町条例のほか、都市計画法（開発許可）や宅地造成等規制法（宅地造成許可）、森林法（林地開発許可）、保安林内土地形質変更許可、伐採届）、砂防関係法に基づく盛り土も対象とし、熱海市の状況に近い山間部の高さ15メートルを超える盛り土も対象にしたとのこと。町内に対象箇所はありましたか。あればその結果は。

③伊東市は県からの依頼と同じ条件で10メートルの高さに調査基準を拡大し、市独自に14か所を調べたようです。町として独自に調査した箇所はありましたか。あればその結果は。

次に大きな2件目、改正バリアフリー法について。令和3年4月、改正バリアフリー法が施行され、一定規模以上の新築等を行う場合に、バリアフリー基準適合の対象となる施設（特別指定建築物）として公立小中学校等を追加する規定が整備されました。今後、新築等される公立小中学校等においては法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることになりました。

(1) 学校のバリアフリー化の進め方は。

(2) 公共施設のバリアフリー化の進め方は。

3件目でございます。公衆トイレについて。排せつは、年齢、障害の有無にかかわらず人間にとって生命を維持するためには不可欠な行為であり、そのためには誰もが快適に利用できる公共トイレを整備していくことは、あらゆる人々が行動範囲を広げるための重要な要素であると言われております。特に近年は、高速道路サービスエリア、駅や空港などの旅客施設、百貨店やショッピングセンターなどの商業施設、観光地の公共トイレの新設や大規模改修が行われ、顧客満足度の向上が図られています。西伊豆町公共施設等総合管理計画には、町が保有する公衆トイレが18か所設置されているとあります。以上を踏まえて質問いたします。

(1) 公衆トイレの役割と必要性は。

以上、壇上からの質問でございます。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の熱海土石流災害についての(1)緊急点検についての①につきましては、ございませんでした。②につきましても、ございませんでした。③につきましては、林道一色線の大昌山付近の残土処理場及び終点付近の残土処理場の2か所と、林道白川富貴野線の起点から300メートル付近の残土処理場及び2.4キロ付近の鈴原残土処理場の2か所の計4か所を、産業建設課職員が目視調査を行いました。結果でございますが、盛り土部分は特に目立つ亀裂は見られませんでした。残土処理場の最下部はコンクリート壁やフトンカゴの留め壁があり、埋設されたヒューム管等から排水が確認されましたが、林道一色線の終点付近の残土処理場は、最下部にコンクリート土留め引きが施工されておりましたが、埋設管は施工されておりました。白川富貴野線起点付近の残土処分場は、盛り土全面が人の背丈ほどのカヤで覆われており目視調査ができなかったため、カヤが枯れる冬などに再調査を行いたいと思っております。また、盛り土の表面水処理用のU字溝等が土で埋まったり破損している箇所や、盛り土の表面が削られている箇所が見られましたので、今後修繕が必要かと思っております。

次に大きな2点目の改正バリアフリー法についての(1)学校のバリアフリー化の進め方につきましては、令和7年度に開校予定の小中一貫校につきましては、2,000㎡を超える新築建築物になりますので、バリアフリー基準の適合義務となります。今後、改正後の基準に適合する施設として整備を進めなければなりません。既存の学校施設につきましては、令和7年度には学校施設としての機能を失うため、避難所施設等として残す施設については、順次対応が必要になると考えております。

次に(2)の公共施設のバリアフリー化の進め方につきましては、特別特定建築物に該当する既存町有施設は全て2,000㎡未満であるため、バリアフリー基準適合については努力義務となりますが、昨年度、保健センター1階に多目的トイレを設置したように、利用者からの要望や意見も取り入れながら、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を目指していきたいと思っております。また、当町においては、バリアフリー及びユニバーサルデザインに関する計画は策定しておりませんが、国のユニバーサルデザイン2020行動計画の中で、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載す

ることとされており、これを踏まえ本年度予定している西伊豆町公共施設等総合管理計画の改正に反映することを検討しております。

次に、大きな3の公衆トイレについての(1)公衆トイレの役割と必要性につきましては、公衆トイレは公衆の利便に供するために設置されていることから、誰もがいつでも利用できることが重要だと思います。公衆トイレは町内に17施設であり、そのうち設置から30年を超えている老朽化施設が11施設ございます。年々修繕費がかさんでいる現状でございます。今後も地域住民の皆様のご意見を聞きながら、個別施設計画を基に施設の長寿命化や地区への移管、解体等も含め検討していく予定でございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長(山田厚司君) 高橋敬治君。

○6番(高橋敬治君) それでは順次、再質問をしたいと思います。まず、緊急点検についてでございますけれども、私の想定したとおりかなあというふうに思っておりますけれども、まずは今回熱海の伊豆山土石流災害の原因、これについてどのように捉えてるか、町長が行政の責任者として例えばこの熱海の土石流災害、これについてどう捉えてるか、まずお聞きします。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 報道などで聞き及んでいる限りでございますと、許可を得た以上の盛り土が入っているということと適切な盛り土管理、そしてその施工がされていなかったということが伝えられております。行政としてはもしそれを知った時点で、業者さんに対して適切な提言、そしてしっかりと対処していただくことをやっておればですねこういったこともなかったのかなというふうに思っておりますので、今後西伊豆町でもそういった事例が身請けられるとか、そういった事案が発生するときには、しっかりと業者さんにそういった旨を訴え、適切な管理そして施工していただくように促す必要があるというふうに思っております。

○議長(山田厚司君) 高橋敬治君。

○6番(高橋敬治君) まさにそのとおりで、私が冒頭で壇上で申し上げたような、ほかの方もそういう捉え方をしているというふうに思います。盛り土をそのような盛り土を放置してきた、違反が見過ごされてきたということは、やはり行政の責任、これを今後熱海の土石流災害、もっと詳しく分析あるでしょうけれども、民事訴訟を含めてその辺が明らかになると思います。そういうのを踏まえて、今回一般質問してるわけですがけれども、いずれにし

まして熱海署は冒頭で言いましたように、これ盛り土造成時の所有者に対しては、届出の3倍以上の盛り土をしてたと。それから適切な排水施設ですね、こういうものをしていない。つまり注意義務を怠り流出させたということで、昨日あたりの新聞見ますと、もう殺人容疑ということで刑事告訴ということになってます。現在の土地所有者については、これは盛り土の危険性を認識しながら崩落崩壊防止の注意義務を怠り土砂を流出させたということで、これ損害賠償請求約60名で出すと。総額、確か10億円以上という報道が流れておりました。それを踏まえてこれから質問をしていくわけですが、今日の新聞ですね、県は5メートル以上の盛り土が行われてる箇所が県下で数十万箇所あるというふうに言ってますね。これをこれから調査するということですが、数十万箇所をどんな格好で調査するのかわかりませんが、これも調査の結果を見ていきたいとは思いますが、まず冒頭で西伊豆町については、県のまず臨時点検、これに該当する箇所はないというふうなこと。確かに、県の言うことはない。それから、それはそれでいいんですけども、私はまず県が臨時点検するよ、熱海の土石流起こったよってとこに真っ先に脳裏に浮かんだのが、実は鷹ノ巣残土処分場処理場の件でございます。それと従来から安良里の住民が、安良里の採石場のヲキヤ川の右岸側に積んであるヲキヤ川といいますかヲキヤ川と浜川の合流地点に積んである盛り土ですね、これについて何とかできないだろうかっていうこともありましたし、それから大城のメガソーラーですね、この3か所が浮かびましたんでそれぞれ現地を見て今回の質問につなげております。まず、鷹ノ巣残土処分場についてですけども、先ほどの調査の中でそれなりの安全施設ですか、これがあるからということだったんですけども、形状的には洞の幅、これが狭い。それから沢が深い。そして長くとれる安定した盛り土をするには、非常に恵まれた土地ですね。一般企業から言えば、よだれが出るような処理場なんです。面積の割に量が入る。鷹ノ巣は今計画されてるものでいきますと約15万㎡の土砂を入れる、こういう計画になってますよね。ただ、熱海と違うのは、そういう安定した設備もちろんある。それと、下流に民家等がないんで万万が一土石流として流れても、人命あるいは森林は別にしまして、そういう人家だとかに迷惑かけることはないだろうということですけども。担当者でも町長でも結構です。まず、熱海の土石流災害を受けて、この鷹ノ巣残土処分場が頭に浮かびましたか。まず、その点聞きたい。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がおっしゃるように、以前から議員にも何度かご指摘をさせていただいておりますので頭に浮かびましたし、そのほかにも西伊豆町内、残土処分場ではないの

かもしれませんが盛り土をしてある箇所はもう本当に数多くございますので、そういったところが大丈夫なのかというようなことは頭を巡っております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は先ほど、鷹ノ巣は熱海と違って下に関して堰堤があります。それから場内の最後の山腹排水路、これもつくり方がちょっとおかしいんですけども一応ある。後ほど質問しますが地下の排水路めくら暗渠ですね、これもあるということで、いかにも安全装置は十分であるというようなことなんですけども、例えば今、上段の2段、これ私がこの2年3年来質問してます。この災害残土、平成25年これのときの災害残土含めて約5万m³、この土砂ですね、これについては監視性がない状況と一緒にと思いませんか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 議員のおっしゃるとおり一番最後のとめ壁に該当する分がその災害盛り土分は、そういったものがございません。その部分については怖い面がありますけど、この間のボーリング調査をちょっとやったときに今のままだも安定してるという結果が出ましたので、取りあえずは安心したところでございます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 確かに2段についてはその下が作業中です。ですから2段の土砂をとめる、いわゆるアース堰堤と呼ばれるものはない。一番下から、これ順番に積んでいく。現在3段目が終わって長いいぬばしりをつくってますね。これらについては下に監視堤があるんです。そして、4段目、5段目をこれから積んでいく。もし上の段がないとすれば、あそこは順番に積んでいけば、これは十分に安全設計をした監視堤で土石流が流れないように設計されてるんですよ。ところが、今の状態だと上の2段ってのは、これを支えるものって実際ないわけですよ。そのために、昨年約700万も使ってボーリング調査をしたということで、その結果が今のところ安定してるよってということなんで一安心なんですけども、これはどんどん水を含んでいくと、安心な状態から、どんどんと悪化していく可能性ってのはあるんですけども、その上の2段がどのような根拠で今安定してるというふうに業者から報告あったんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 業者のほうでボーリングをして、通常一般的に言う円弧滑りとか水質なんかを確認して、それから計算をして安全だということを、そういった答えをいただきました。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 技術的な問題をここで議論してもしょうがないんですけども、円弧すべりってのは、下から順番に積んでその角度だとかその今の土質、締めぐ具合、これによって出てくるんですよ。今みたいに中途半端な状態で上の地段が円弧滑りで安定してるなんてのは、ある意味ではちょっと納得できない報告なんですよ。ですから、ボーリングで安定してるってのを確認されるとすればボーリングを打つ。たった1本しか打ってないんですけども、これを打って下のほうの状態、ここに例えば水が浮いてないという、いわゆる我々がつくるときには、これは70とか90のパイプを入れて浸潤栓というね、どのぐらいの深さまで水がたまってきてるかという調査をこれはもう何年かそういう調査が義務づけられるんですよ。そういうもので水が溜まってないんで、今の締固め具合、ボーリングのコアのとれぐあい、これだったら大丈夫ですよと判定下すわけですよ。だから、業者の何で安全かっていうちょっとエビデンスわかりませんから何とも言いようがないんですけども、本来はそういうことで安全ってのは求めていくんだよってということだけは知っといてください。それで、地下排水路、めくら暗渠ですね。これちょっと図面見さしてもらいましたら、たった10メートルですよ。鷹ノ巣の地下排水路、暗渠排水路は確かにまずは敷設されているか、図面上では10メートル敷設されてるということになってますけども、間違いなく敷設されてますか。例えば工事図面、工事写真等ございますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 当初工事で埋設した時に職員が行って、立会い写真を撮っています。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 10メートルですよ。今の監視提から10メートルの長さしか地下排水路ないんです。それからの上の部分ってのはどうなってるんですか。地下の暗渠の排水路は。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時37分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今質問しましたけどもね、これは本当にそういうふうに工事がされてるかどうか、これの確認だけですから後ほど確認してください。私が、少なくとも役場で林地開発許可の申請図面見せてもらったときには、設計書は10メートル。そうすると、もともと県が埋めてたところありますね。もともと沢です。県が何メートルか、それは当然やってるはずですよ。これと連結されているかどうか。連結されていなければ、少なくとも県が敷設したところの上にもいいから、めくら暗渠を入れてその上に西伊豆町の土砂を入れるべきだということです。それでないと、いわゆる上から浸透した地下水を排出する設備がないのと一緒にですってことを言いたいわけです。それは調べてください。あと、5月の8日に3段目を作ってる時でした。私は、それを見に行ってきました。それから、8月18日、お盆の後に行きましたら、もう5段目をやりました。そして、これお盆雨だったもんですから、5段目の平らな部分、雨で多量の水を含んでたというのものもあるんですけども、もう私長靴履いて行ったんですけど、ずぶずぶ、足が埋まって足をとられる、こういう状況でした。つまり何を言いたいかっていうと、1メートルあるいは2メートルずつ積んで締め固めるというような形跡が全く見られない。ただ、あそこにダンプしたものをならして、そして法面整形しているだけに見えたんですよ。そしてこんなに急げば急ぐほど十分な締め固めができていない。おまけにユンボが代行すればいいんですけども、締め固め用の重機なんかが投入された形跡もない。なぜこんなに工事を急いでいるんですか。何か理由があるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 特に急いでるとか、町のほうが急がせるといった明確な理由はございません。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ただ、いずれにしてもですね、2か月3か月でこれだけの段をつくるっていうのは、これ専用にかかってないとつukれないんですよ。ですからそういう意味では前々から言ってるように、本当に皆さんの埋め土の見本になるように1メートルとか1メートル50積んで締め固めして、さらにその上に積んでいくという工法を全くとっていないということだと僕は思いますんで、これはやっぱり業者と話し合って改善していただいたいというふうに思います。それから、この残土処理場ですね、これが建設された背景っていうのは建設課長ご存じですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 私もその時の詳細はわかりませんが、町内に、ほかに残土処

理場がないからどうにかしてほしいという声が業者なんかも上がって、そのような場所を選定したと思われまます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私の聞いているのは全く違いましてね、これ平成25年土砂災害発生残土搬入、これの同意を地元の一色に求めたと思うんですよ町が。この時に、8,000ないし9,000 m³、これを最大残土入れさしてくださいと。これを同意を求めた。議会でもそういう答弁がありました。その時に私が聞いている話は、区はもう災害残土で、これしょうがないということで同意をした。ただ、安全に万全の対策を施して新たな残土処理を進めていったらどうかと、町だってほかに入れるとこないでしょうと。だから安全対策をしっかりとやりさえすれば、あそこに入るだけでもっと入れたらどうですか。こういうことで、区からのそういう要望といえますか同意に加えてそういうものがあつたんで、これを進めたというふうに聞いているんですけど、そうじゃないんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 高橋さんがおっしゃったように、一番最初は災害残土をお貸ししてるところないかっていうので、区にお願いをして入れさせてもらったという話を聞いてますんで、そのあとの経緯につきましては、今、議員がおっしゃったとおりにかなと思う。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だから最初の答弁と違うじゃないですか。建設業者から要望があつたんじゃないで、形の上かどうかわかりませんが、区からもうそれだけじゃなくて、町も困ってるだろうからきちっと安全性さえ担保すればあそこに処理場をつくったらどうかという要望に近いものがあつたんでしょう。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今の課長もその当時担当ではないので、ちょっとその辺は定かではないので断定はできないんですけども、ただそうは言ってもですね同じ一色区の堀坂のお方からすると、あそこにダンプを入れていくために堀坂林道を使うなということを言われておりますので、一色区全体があそこの残土処分場として活用することに賛成だったかということについては、私たちはわかりかねますということしかちょっと言えないのかなと。仮に一色区全体で可能なのであれば、堀坂地区がそういった反対もされないというふうに思いますし、また、この残土処理場があることについて一色区から何かしらの要望が出てくるとか、そういったものが書面では多分ないというふうに思っておりますので、それは少し断定はで

きないかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それは調査してみてください。そして、何を言いたいかって言いますと、私はそういうふうに聞いてましたもんで、現在の鷹ノ巣の残土処分場の状況、これを見たらとてもじゃないけども、一色あるいは堀坂区民の方々は満足してないんじゃないかと。あれを見たらですね、私の友人、堀坂の町内会長だったですか、一色の区長もやったんですかね。彼も来て、もうあれだったら今すぐ止めさせたいというようなことも言ってました。多分その辺の経緯はどこまで皆さんが承知か、私が言ったことが正しいか、そうじゃなくてやっぱり役場の要望で作り始めたってなるかわかりませんが、それにしても、今、多分一色区の方は状況は満足してない。これは明日、堤議員の一般質問の中でも出てくる可能性ありますけどもね、本当にそういう意味では安全性に万全の対策を施していうところで、いささか疑問が残ってるってことだけ伝えておきたいと思います。あと令和2年度の成果説明書これが回ってきましたけども、成果説明書に、あそこの鷹ノ巣残土処理場測量設計業務委託し早期の収束に向けた計画図作成とあります。計画はできてるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 計画図案というのが、簡単な案を考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 簡単な案っていうのは、前回の答弁でもありましたように3年以内にあそこを終わらせたいというような答弁だったと思いますけども、だから簡単な計画図なんですよね。私が今回求めたいのは、熱海の土石流を我々がもう知ることになった。そして、今の鷹ノ巣残土処理場の状況を見た。そしたらもう3年と言わずに、もう早ければ年度内にやっぱりこれを完成させるっていう決断はできないんでしょうか。なぜかって言いますとね、前々から言ってますようにお金の問題が絡んでくると言ってます。でも、最終的に15万 m^3 入るんですよ。今の計画で言えば、15万 m^3 ってお金に換算したら3億円以上でしょう。今、 m^3 2,000円でしょ、受入れているのは2,000ないし、県なんかので2,100円。そうすると少なくとも3億円入るわけじゃないですか。そして、3億円分が入る予定じゃないですか。あのね、8万9,000 m^3 ってのは町が入れた後に、今の倉見合同会社がこれから入れる分でしょ、約9万 m^3 。その前に5万 m^3 は入ってるじゃないですか。5万 m^3 プラス、県の分。災害残土と、災害残土の周辺に入れたのが約5万 m^3 あって、県が何千 m^3 か入れてある。そして、契約までに3,000 m^3 から入れてある。約6万 m^3 契約までに入ってるんですよ。金額に換算すれば1億2,000万です

よ。この金ってのは町はどこにも払ってないじゃないですか。処分費用要らないから。そうでしょう。そして、倉見合同会社に8万9,000㎡入るって言って契約したわけでしょ。そして単価を決めるときに、8万9,000㎡ということは、約1億8,000万から2億ですよ、収入が。その中で倉見合同会社がいくらで受入れて造成して完成させるかといったら、おそらく1億3,000万とか5,000万ですよ。そうでしょう。そうすると今、契約してから3万㎡少し入った倉見合同会社には6,000万入ってるわけですよ。6,000万で、さっき言った監視堤だとか場内の水路だとかあるいは3万㎡受入れの費用だとか、これ入れたら彼らがいくら使ってるのか。1億3,000万、5,000万の見積り多分最初出したんです。そのうちの、今完成率がどのくらいで、今までどのくらい収入があったか。これを今やめるとすれば収入がないわけですよ。だけど町はさっき言ったように、もともと入れた6万㎡、これについて県が1万㎡入れたとして5万㎡、金は使っていないわけじゃないですか。1億円あるんですよ。そうでしょう。災害残土で受け入れ料を払ってます。払うとしたらどこに払います。そうじゃないでしょ町の土地ですから、町は払わないで無償で入れてるわけでしょ。そういうことを考えると5万㎡、1億円以上町は費用を払わないで、あそこに費用を使わないで入れてるわけですよ。運搬費用だとかなんとかっていうのももちろんかかりますよ。でも処分費は使っていないでしょ。ちょっと1億円、枠があるわけじゃないですか。今止めても。ということを考えれば費用の面から言っても、もうこれは町が損した得したじゃなくて、本来今まで必要だった処分料を払ってない分をもうここで吐き出すというような形になると思いますけども、少なくともこれ今年度中にやめる決断、町長できませんか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 少し高橋議員のお知恵を拝借したいと思いますけども、1億円浮いてるだろうと。逆に早期閉山するのに、いくらまででしたら町として出す金額としては妥当だと思われませんか。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほど言ったように、今例えば、さっきの話で8万9,000㎡入る。約9万㎡としましょう。3万㎡は既に入れた。あと6万㎡入るんだけど、その分が収入がないわけですよ。その分1億2,000万はない。1億8,000万ぐらいの収入なんです。これは今やめても、例えば工事業業者に入っても、町としては早くやめるおかげで余分に持ち出す費用ってのは、あそこの処理場全体で考えれば、ないわけですよ。それを考えると、これは今の状態でストップする。そして、今の倉見合同会社に今までの工事がいくらかかったか、プラス利

益等収入、この差額は払う。そして残りの上の2段を下に積み直して完成まで持ってくる。これは入札でやればいいじゃないですか。だから、まず知りたいのは、いくら払ってもいいかってのは、まず倉見合同会社がいくら収入があって、いくら工事費で使ってるか。この差額がわからないと、私もいくらわかりません。それは払うべきなんです。そういう契約をしてるんで。それ以降のものについては、約5万 m^3 のものをどのくらい下まで持ってくるかということですけども、おそらく2,000万3,000万の数字ですよ。そうすると合わせても、おそらくざっくばらんに言えば多分5,000万ぐらいで済む話じゃないかなと私は思ってますけどもね。それは細かい計算してください。我々には教えることができない倉見合同会社の見積りもあるでしょう。おそらく当初見積りは8万9,000 m^3 受入れて、あれを完成させるまでに単価を2,000円と決める根拠となるとすれば、おそらく1億5,000万ぐらいですよ。倉見合同会社の見積りとすれば。だから、町とすれば、その分っていうかそれに対応する分は払う。倉見合同会社が、まだ収入が足りない分はもう払うしかないんです。倉見合同会社、あと6万 m^3 1億2,000万の中で次の工事をずっとやってくのがなくなっちゃった。そうするといくら持ち出してるっていうのを明らかにして、その分はもうしょうがないじゃないですかと僕は思います。皆さんどう思うかわかりませんが、安心安全を買うんだったらもうそれぐらいの金出さざるを得ない。それは赤字でも何でもありません。さっきから言ってるように、もともと町は金を使わないで5万 m^3 以上の、1億円以上の土をあそこに入れてるんです。その分を吐き出すという考え方をしたら、僕は理解をしていただけるんじゃないかというふうに思います。それが僕の考え方です。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町のほうとしても議員がおっしゃるようなことで試算は今しておりますけども、本当に実際いくらが妥当なのかちょっとわからない状況でございましたので、今躊躇してるところでございます。町としては、確かに残土処分場の話だけではなくて、以前から議員からもご指摘があるように、林道がもう、めためたで使えないと。今の段階でも、アスファルト舗装をし直さなければいけないのに多額の費用がかかります。これがもっと荒れてきますと、その舗装にもっとお金がかかるということで、入れれば入れるほど舗装費用が膨らんでくるということがありますんで、なるべく早い閉山をしたいということで、今建設課長のほうも相手さんとお話しておりますけども、残念ながらまだ話が煮詰まっておりますので、ちょっと金額に関しては申し上げることはできませんけれども、議員のおっしゃる範囲内で話が進めばいいなと思いつつ、これからもう少しスピードを上げて閉山をでき

るような仕事を、担当課のほうにさせるように指示を出していきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） とにかく知恵はいくらでも出せますんで、もちろんお金のことですから、十分100%数字を出せとは言いませんけども、こういう考え方あるよっていうことであれば、また相談いただければというふうに思います。時間もありますんで次いきます。

安良里採石場についてですけども、安良里の採石場、先ほど言いましたヲキヤ川と浜川の合流点の少し下がったっていうかちょうど合流点の右側、右岸側ですね、これの盛り土についてはどのように捉えていますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） その盛り土につきましては、先週、議員も含めた土木事務所さん、町のほうから産業建設課とまちづくり課の職員が出て、現場を確認してきました。その時に県のほうの話として、以前に、令和3年の7月21日に県のほうで立入り検査を実施した際にそこに盛り土としてあって、それはセンコンが言うには仮置場だよというふうに、仮置場として使用してるということなもので、県の土木事務所のほうから、それでしたらなるべく早く処理をするように指示をしたということを聞いております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 全く課長に正確に伝わってないですね、状況が。7月20何日に行ったのですね、これ違うんですよ。今まで元飯田建材がやったところ、これ何箇所か指摘事項を出してある。ここの土砂が無断で出されてないかのチェック、これに行っただと。そのときに、たまたまここの事業区域に関係ないセンコンさんが今の残土処分場の上に石だとか何かを積み始めてると。ですからこれは事業計画にないですよ。もし事業としてやるんだったらきちっと事業計画を出してくださいよっていう指摘なんですよ。今回の、これが崩土するってことは関係ないんですよ。なぜ、私を含めて下田土木事務所の維持管理課、課長を含めて立ち会っていただけたかっていうと、これ、安良里のある人から再三、僕のところに電話くるわけですよ。もう5年も7年も前から来てます毎回。毎回というか定期的ではないですね。忘れた頃に来てもうしつこく毎日来ます。同じように下田土木の維持管理課に、ここのところ熱海の土石流を受けて、もうしょっちゅう電話がいつてるんですよ。ですから下田土木のほうも私も、もうそれだとお互いにはっきりさせないといかんってことで下田土木に言って、したら下田土木が、高橋さん一度立ち会って現場を確認しましょうよと。そのときに、できれば産業建設、それからまちづくり、出席してくれませんかってことで一緒に立ち会っても

らったんですよ。私が言いたいのは、その結果ね下田土木事務所維持管理課がどういう見解を出したかっていうことをしっかりと把握して、そして不安に思ってる安良里の住民なりなんなり、ここにきちっとお話をさせていただきませんかってことなんですよ。もちろん私が話してもいいです。ですけどもお互いに統一した見解を持って話してあげないと、納得しないままずっとこれから続きますよ。下田土木の見解ですとね、平成25年災害時に地山の表面が少し崩落したけれども、モルタル吹きつけも実施され現在崩落の可能性は少ない。ただし、今後年に2回、最低2回巡視するんで、その時にはここも対象にして巡視をしますよ。今の段階では、崩落する危険性というのは非常に少ないんですよ。これが最終見解なんですよ。これをしっかりと表へ出してくださいよってことです。そういう報告です。報告っていうか結論ですよ。だからそれを変な格好で課長に伝わっていると、そこにさらに上に石を置き始めたのが原因でどうのこうのじゃない。あれはたまたま維持管理課が別の件で来たらやってたんで注意をしましたってことなんですよ。それで違いますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） すいません、私の話し方がちょっとへたでうまく伝わりませんでした。それで、先ほど高橋議員がおっしゃったことも報告は受けております。それでそれも含めて県のほうでまだこの部分は開発許可区域に入っていないもので、担当も、使うんでしたらそういった区域の変更も含めて指示をしたというふうに話を聞いていたもんで、すいませんでした。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だから、その事業計画書を出せなんてのは、今回の崩落には何も関係ないことなんです。ここで一つだけ気になったのは、これはずっと僕も25年のときも一般質問しましたけども、ヲキヤ川にかかる橋ですね。積込みのためにつけられた橋、これの占用許可ってのはどうなってますか。僕来た時に担当に、これちゃんと調べて議会のときに質問するよって言うてありますけども、それについて調べていただきましたか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） その橋につきましては、もともとその橋の占用出した方から、今の事業所のほうが権利の譲渡を受けて引き続き占用申請を出しております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の占用許可出した業者ってのは何もやってないし、下田土木に言いますと、採石業務これを休止中じゃなくて、今事業を始められないんですよ。改善すること

もしてない。そして、事業の予定も出してない。だからもう空中分解してるんですよ。それに対して町は、占用許可を出してお金もおそらくいただかないでそのまま放置してる。指摘されるまで何もしない。ここは、なぜこの前から問題にしたかっていうと、流域面積がありますよね。あそこのヲキヤ川これを3分の1ぐらいに減らしてるわけですよ。それで僕ずっと指摘してきたんです。ところがこれ護岸の工事をやるときに、上流側に対しては確かにそうなんですけども、下流側は上流側に比べて半分ぐらいしか、もともと流域面積がないんですよ。それで今回の護岸の工事のときに、そこをさらってくれてあるんですよ。ですから従来の3分の1しかないってのは少し改善されて、今半分ぐらいはあるんですけども、ただ非常に問題が問題なんです。それと、占用許可出しておきながら、そのままずーっともうおそらく前の業者その前の業者っていうことになれば、あるいはさっき言った今15メートルの盛り土がありますけども、それをやるときから比べればおそらく30年ぐらい、あるいは本当はもう一つ前の業者かもわかりませんね。そういうことからすれば30年40年占用許可を出したままで、ここ10年ぐらいはお金もいただかないままあのまま放置されてる。こういう現状だと思うんですけども、ぜひ、これもですねきちっと調べてあの橋をどうするのか、そして先ほど言った、ここに出てくるんですけどもセンコンさんが、その上に積むのに橋使いますセンコンさんが事業計画出して使うんだったら、センコンさんにきちっと占用許可をもういっぺん出してもらって占用料をもらおうと、こういうことが必要だと思いますけどいかがですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今現在の占用許可は、先ほどちょっと具体的な名前が出ましたその業者さんに最終的に譲渡されて、その業者さんに占用許可を出しております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 占用許可ってのは、1回出してお金ももらわないでそのまま放置されてても、町としては何も対策をしないんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今の業者さんからは、料金をいただいております。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

た

休憩 午後 3時 4分

再開 午後 3時 9分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

町長。

○町長（星野浄晋君） 高橋議員ご指摘のとおり、本来であれば、当然その使用許可というか、それが譲渡されるということになるのであれば、今まで使用されていた方から名義が変更されますので、その使用とともに負債の部分も譲渡していただければお金はいただけたのかもしれないけれども、そういったことはしていないということでございますので、当然そのお金につきましては以前の会社さんに町は請求をし、要は滞納と同じ扱いですね、そういう請求をし続ける必要があるのかなというふうに思っております。これにつきましては今までも多分請求はしてるんですけども、現状として企業活動されていないので収入に至っていないというのが現状でございます。ただ、今の新しい業者さんにつきましては使用料はいただいておりますので、適切に今後進むのかなあというふうに思います。加えて議員がおっしゃってるこの橋につきましては、以前議員も一般質問でこの橋の形状はおかしいだろうというような質問がありまして、安良里を襲いました25年災のやはり教訓を考えれば、下の下部のところの橋の撤去をして、新たにしっかりとした橋に架け替えをしていただいたほうが川の口径も広がりますので、できれば、今おられている業者さんがしっかりした業者さんというふうに伺っておりますので、願わくば橋の架け替えと河川の口径を広がるような改修をお願いをしたいという旨、町のほうから要請をさせていただければというふうに今思っております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今、町長の答弁のとおりだと思いますので、その辺は進めていただきたいと思います。時間もありますので次の大城の太陽光発電所についてですけども。まず、この完成検査は終わったのかどうか。そして完成検査がまだであれば、今から3点言いますので、これだけはちょっと留意して完成検査に臨んでもらいたい。盛り土部分の一部が崩落してます。土砂が下流に流出しております。これは多分僕が画像も見せたんで承知してると思いますので、まずこれの改善を求めるかどうか。どういう改善をするか。それから、林道脇の排水路、これ半割れのポリ管を使っています。カーブがきつところってのは、これ反り返って排水路の役目をしてません。アンカーが非常に甘い。つまり排水路の役目をしてない箇所が何箇所かありますけど、これをこのまま受け入れるかどうか。それから、場内の泥水

ですね、これがそのまま沢へ流れてますよ。沢へ流れるにあたって、沢のところに、いわゆる切り株ですね伐採した後に切り株、これがそのまま放置されてますよ。このままいくと、おそらくこれは切り株とともに土砂が下に行くということを考えれば。パネルのそこ以外は植栽をしてました。こんな小さな木を植えてました。何の木を植えたかわかりませんが、でもパネルの下は裸地なんですよね。裸。ですから、パネルは当然保水力ありませんから降った雨が全部裸地、裸の土地を流れるんです。だからパネルの下が相当洗掘されてます。あれを見ると、1万㎡で調整池兼沈砂池はいらないって言ってましたけども、これをやっぱりどこかに設ける必要があるんじゃないかというふうに思います。完成検査においてはこの3点。それから私有地と町有地、つまり林道を測量して確定して町に林道として引き渡すというふうになってると思いますけども、これ何箇所かおかしいですよ。境界の杭が法面に打ってあるんですよ。法面の中段に。普通は法尻か法頭です。これ何で法面の中段に打ってるかっていうと、法面の下に打つとバックしなきゃいかんから太陽光パネルの面積が足らなくなるんですよ。もうぎりぎりつくってありますから。ですから、そういうことから言えば、きちっと林道の杭をやった場合にですね、パネルの面積9,900何十㎡って言ってましたけど本当にそれでこれ済んでるか、1万㎡超えてないか、これ確認が必要です。ですから業者なりなんなりに、これやっぱり測量図提出されるべきだと思います。この4点、太陽光発電については発電所の敷地については、今回の土石流に関連する事項としてお願いしたいんですけどいかがですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 高橋議員のほうから写真を見せていただきまして、早速現場のほうに行って写真等撮ってまいりました。それを業者のほうに送りました。その前に完了検査まだ行っておりません。写真を送って、業者のほうは一旦それを受けて現場のほうを確認しております。この後、今週末にもう一度現場のほうに来ていただいて、その対策、今議員のほうがいろいろお話しされましたけれども、それらをどういうふうにしていくかっていうような協議をする予定で進めているところでございます。その協議によって対応策が決まりましたら、またご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それはそのとおりですんでよろしく申し上げます。

次いきます。改正バリアフリー法についてですけども、先ほどこれは答弁いただきましたとおりです。今回では7年完成予定の小中一貫校、これが2,000㎡以上超すと。そうすると、

今まで努力義務だったものが適合努力義務だったものが適合義務になると。そうしますと、やはりこの建設コスト、これがかなりかなりと言ってもどのぐらいか私素人ですからわかりませんがアップする。その代わり非常にやっぱりそういう障害者等にとっては非常に何ていうですかね、建物ができる。こういうことはやっぱりできてからでなくて、できる前にやっぱり町民の皆さんに、アナウンスしてもらいたいと思います。改正バリア法が改正されて、今度つくる小中一貫校、こういう努力義務が努力義務から適合義務になりましたと。そうすると、例えばその中ではエレベーターがどうだとか通路がどうだとかっていうのがあるんで、2、3そういうことを入れてやっていただけたらと思うんですけども、いかがですか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 議員からご指摘いただいたとおり、これからの基本設計等を進めていく中でこのバリア法の適用について進めていきたいと思います。町民へのアナウンスということで、こちら基本設計等まとまっていきましたら、そちらのほうも、町民の方々、保護者の皆様に含めてアナウンスしていきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） よろしくお願ひします。次に公共施設のバリアフリー化の進め方、これも先ほど答弁がありました。もうそのとおりで順次できるところから、そして、私去年、要望いたしましてね、健康増進センターにバリアフリーの多機能トイレを設置あるいは洋式化、これしていただきました。私が言いたいのはそういう住民からの要望がある前に、やはり町のほうもこういう公共施設の管理計画あるわけですから、年度を区切って、こういうバリアフリー化、これをどういう格好で進めていくかっていうことを考えていただきたいというふうに思います。今回2018年、今回令和3年で改正されたんですけども、実はその前2018年ですから3年前ですから、平成30年にもこれ改正されてるんですよ。その時にどういうところが改正されたかっていうと、バリアフリーの基準及びガイドラインの見直し、標準的な整備内容ってところで、ここで4点ほど改正がありまして、異性介助、つまり男性女性ですね、男性が女性、女性が男性、異性介助に配慮し男女共用車椅子対応トイレを一つ以上設置。それから、乳幼児連れでも使用できる設備のあるトイレを一つ以上。つまり子育て中のお母さん、こういう方が使用するものを一つ以上つくってくださいよ。それから、多機能トイレの増設。それから、複数のバリアフリールートがある場合には、それぞれに多機能トイレ等を一つ以上設置してください。こういうのが、2018年5月公布、11月施行のバリアフリー法の改正なんですけども、こういうことをやっぱり頭に置いて、いろんな公共施設、順番

に、これ予算の問題ありますんでいっぺんににやれなんてことは申しません。ですから、一つ一つやっていただきたい。その中で、今私の所に実は要望事項が来てます。これは子育て世代の父兄からの要望であります。つまりファミリートイレって言ったらいいいんですかね。例えば住民防災センター、これ平成15年、2003年にできてます。ここにはバリアフリートイレがありまして、乳幼児をのためのベッドだとかこういうのがついてます。ところが中央公民館、これ約10年ほど防災センターより前なんですけども、ここはベビーベッドとかチャイルドチェアの設置がないんですよね。中央公民館ってのは図書館を兼務してまして、そういう乳幼児連れの子育て世代の方ってのは結構来るし、あるいはななつぼしだとか、ああいうところのイベントもあるし、そういう方が幼児が排便したときのおむつ替えだとか、そういうので非常に困ってるんですよ。夏のくそ暑いのに、多目的広場の自分の車まで行って子供のおむつを替えたりこうしてると。こういう例があって、ぜひこの中央公民館に、少なくとも一つ以上ベビーベッドないしはチャイルドチェア、こういうものの設置をしてもらいたいという要望があるんで、これはぜひ検討してもらいたい。こういうことを一つ一つね要望があるからじゃなくて、何回も言いますけども、ふだん使いを見てればどういふことで苦労しているなって分かると思いますんでね、ぜひこれ実現してもらいたいと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） こちらにつきましては、議員からもご指摘をいただきました。子供子育て世代からの要望ということで、この中央公民館の設置、または、ほかの施設もそういった利用等が必要かというところをもう1回検討しまして、整備のほうを進めていきたいと考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） よろしくお願ひします。今は一つのトイレね、いろんな機能を持たせるというよりも、むしろ都会では分散化する、目的のあるトイレを個別につくってあげる。オストメイトはオストメイトね、今言ったように子供子育て世代はこういうところ。そうしないと都会の場合には非常にそういうトイレが混雑するということですけども、西伊豆町はそこまでどうかってのはわかりませんが、そういうことも配慮してこれからいろんなところに取り組んでいただきたいという要望だけしておきます。

最後に公衆トイレについての再質問します。これは2017年のデータですけども、今世界で約42億人、この方が安全に管理されたトイレを使用できない。それから約7億人が依然とし

て屋外排せつを強いられる。そして、そういうことも相まって、2015年サミットでSDGs、持続的な開発目標、この中の目標の6、ここに安全な水とトイレを世界中にとというふう
に載って来ています。2030年までに全ての人々の適切かつ平等な下水施設、衛生施設への
アクセスを達成し、屋外での排せつをなくす。それから、女性及び女児並びに脆弱な立場に
ある人のニーズを特に注意を払う。こういうことで、もうSDGsの目標にも上がってきて
おります。これが今の世界のあるいは日本の環境ですけども、まず最初の質問です。町は、
これどなたでもいいです答えは。町はなぜ公衆トイレを設置しているのか、これについて質
問したいんですけど、どなたか答えていただきたいんです。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど町長の答弁にはありましたように、公衆トイレは公衆の利
便に供するために設置されていることから、誰もがいつでも利用できることが重要というこ
とと、あとは観光客のおもてなしの面等からも公衆トイレが必要ということであって
と思われまして。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや課長、これにはもっとちゃんとした法的根拠があるんです。知ら
ないですか、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律。いわゆる廃掃法ですね。これの
清潔の保持というところ、第5条第6項、ここに市町村は必要と認める場所に公衆便所及び
公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。これは昭和29年の清
掃法、この廃掃法の前の法律ですね、これにも同様の文書があるんです。つまり、公衆トイ
レを設けるってのは法的な根拠があるんですよ。それだけは念頭に入れてくださいよ。ただ、
町がここに必要だろうなと思ってやるんですけども、それには法的な根拠があるんですよ
ってことです。

まず一つは、日本のトイレってのは30年ぐらい前までは、いわゆる5Kっていいですかね、
臭い汚いあるいは暗い、怖い壊れてる。こういう状況だったんですけども、それからそうい
う時代から、公共トイレ、あえて公衆トイレと区別しますが、公共トイレは商業施設あ
るいは観光施設、こういうところってのは顧客のニーズ、顧客サービス、これの一つとして
どんどん改善が進んできてます。暖房の便座、温水洗浄便座、こういう高機能化、こうい
うものはもう新しく建築されるものは当たり前になってるんですね。様々なニーズにこたえる
ユニバーサルデザイン化、先ほどちょっと出ましたけども、排せつ介助等のロボット化まで
今進められているという状況。一方で公衆トイレ、これは収入は生まない。それどころか清

掃費がかかる、補修費がかかる、光熱費がかかり、費用ってのはこれ出ていくばかりなんですよね。ですからおろそかになりがちで、町内の公衆トイレについて実は今回調べました。まず基本の基本ですけども、ここに令和2年度の成果説明書、それと西伊豆町の個別施設計画があります。これトイレの所、突合してみてください。18とか19箇所って言ってますけど、14箇所名前が違うんですよ。名前が。つまり西伊豆町個別施設計画にある名前が正式だとすれば、この成果説明書に載ってる名前、これ14箇所誤りがあります。そんなことってのは誰がチェックするんですか。細かいようですけども、一つの町の施設がですね名前が違うとか字が違うとか、こういうのもものすごく僕大事なことだと思うんですけど、これについてどうですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 申し訳ありません。担当課で確認をしております。今回高橋議員が指摘されましたように、箇所数の中の名前が違うところがあるのは確認をいたしました。今後修正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 申し訳ありませんと私に言われてもしょうないんで、申し訳ませんってよりも、やっぱりこういうのは気がついたときに直す。海水浴場ってなったり海岸になってたり、あるいは浜海浜公園になってたり、浜の公園になってたり、もう名前がもう違うんですよ。14箇所も違うんですよ。ですからこれはもうちょっと、まずきちっと整理してください。この中でこれ従来も増山議員等で何回か質問ありますけども、公共トイレと公衆トイレ、施設に附属のトイレ、これの所管ってのがものすごく曖昧ですよ。検査管理係であったり、まちづくり課であったり、福祉課であったり。そういうふうに分かれてきた経緯ってのはどうなんですか。これ聞くとところによれば、前の町長のときに、本当にばらばらだったやつをそれでもここまでまとめたんだっていう話も聞きましたけども、さらに公衆トイレと言うのか公共トイレっていうのか、西伊豆町が持ってる日常的に管理しなければ、施設に入ってるトイレを別にしましてね、個別の建物を持ってるところってのは所管が一つにできないんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今、高橋議員がおっしゃいましたように、トイレが3つに分かれているような格好になっております。総務課で管理する俗に言う公衆トイレ、これは全部で6施設で、健康福祉課のほうで浪入のグランドゴルフ場があるんですけども、ここ健康増進

も兼ねて建てたんですけれども、そこに付随するトイレと、あとはまちづくり課が管理しております堂ヶ島公園、黄金崎公園内にあるトイレという格好で大きく分けて今現在3つに分けて管理してるような状態になっておりまして、おのおのが所管課ということになってやっておりますけれども、これを今後ひとつの管理にするってのも検討できないことはないかもしれませんが、今現在はここまでのような状況になっております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 検討できるかどうかのところで、うーんが入りましたんでね、多分検討しないんでしょうけど、全体で調べると検査管理係で年間626万、観光係で1,600なにがし合わせて2,300万、観光の含めると23とか4ありますんで、平均約100万かかっているわけですよ。本当にたいへんです。やっぱりこういうのってのは統一したほうがいいですよ。じゃなくて、本当にいっぺん皆さんで話し合ってみてください。時間もないんでも飛ばしますけれども、平成28年の西伊豆町公共施設等総合管理計画と令和3年に出たこの個別計画の間ですね、何が違ってるかっていうと三滝遊歩道の公衆トイレこれなくなりました。これは、平成25年の災害を受けて三滝遊歩道は町としてはもう廃止するということになるのでなくなる。これはよくわかったんですけれども、牛越神社のトイレこれがなぜ町の公衆トイレなのか、そのいきさつをちょっと聞きたいです。

○議長（山田厚司君） 答弁誰ですか。はい。総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては賀茂村当時、村でつくりまして浜区のほうで管理としてたんですけれども、その浜区のほうで管理ができなくなったからっていうので町のほうへとお願いできないかっていう話があって、そしてのせたということ聞いております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） その牛越神社の公衆トイレって誰が使うんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては、牛越神社の境内が以前遊具があったりしまして、子供が行った頃は、公園的な要素もありまして遊んだりしてました。牛越神社で祭典とかありまして、そこで神社に来る人たちがトイレとして使ってということ覚えておりますが、今現在は利用者も少なくなっていると思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これはですね令和9年、浜区との契約が満了すると、この時に解体または譲渡を考えるとということですから、これは本当に今の使用状況と町のやっぱり負担、こ

れを考えてきちっと話し合いをやってください。そういう中で今出てきてるのが、宇久須の柴公園の公衆トイレですね。この現状をどういうふうに捉えていますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現状としては区のほうからこのトイレの撤去の要望が出ておりますので、その方向で検討しておったわけでございますけれども、夏の期間中使えるようにしてほしいという要望が、また違うところから出てまいりましたので、多少修繕をかけまして利用できるようにさせていただきました。ただ、そうは言いましても3週間後にまた使えなくなったということでございまして、現状としては大規模な改修をしない限りは元の状況に復旧することは難しいかなというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 柴公園の公衆トイレ、これは柴の区民のためにあるんですか。つまり今、昨日も柴の区長が来ました。柴の区にこれがいない、あるいはいる、これの話し合った議事録を出してくれと。つまり役場のほうは、この柴のトイレをなくしたい。それは地元の区からの要望だというそのお墨つきをつけたい。こういう意向に取れたんです。でもこのトイレってのは観光客のためのトイレでしょ。だって柴区に聞けば、柴区の人が使うんじゃないんですよ基本的には。自分の区の中にこんなトイレがある、観光客がぞろぞろ自分の家の周りを歩いてくる、場合によってはここで騒ぐ。こんなトイレ、ないのがいいに決まってるじゃないですか。ほかにあれば。だけれども、観光客見てくださいよ。昨日おとついでも土曜日でも築港に20台以上、それからこちらの港入ると4、50台の釣客と思われる方々が、あそこにとめてやってるんですよ。この人たちのトイレってのはどうするんですか。それを考えれば、柴公園のトイレは観光のためのトイレだと私は思うんですよ。それを柴区が要らないから、撤去してくれと言うから撤去するんだっていうのは、ちょっと考え方としておかしくないですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今、高橋議員がおっしゃいましたように柴区のトイレにつきましては、以前はある水産会社が近くにありまして、水産会社が使いながら清掃等も行っておりました。そこがなくなりまして、実際地元の住民の方が使うよりも釣り客が使う頻度のほうが多いということは承知でございます。トイレが築30年以上たつてまして、かなり老朽化してきている。そしてあそこは地盤沈下をして浄化槽へとうまく汚水汚物がのらないってことも聞いております。先ほど町長が言いましたように、この夏使えるような格好っていうので応

急的に修繕を行っております。今後につきましては、柴区のほうにも区としてどういうふうにしたいのか、区の意見もまとめてくれませんかという格好の話はしております。決して町のほうで、壊すような方向に誘導してるわけではありません。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だから柴区の意見を聞くってどういうことかって、さっき聞いてるわけですよね。柴区にとっては、ないに越したことはないですよ。だってほかのいろんな地区そうでしょう。いろんな地区の中に公衆トイレありますか。間に合ってるんですよ自分の家のトイレ、あるいは知り合いのトイレで。でも、あそこのトイレが必要なのは観光客なんですよ。だから柴区にとってはないほうがいいに決まってるんですよ。普通に考えれば。そうでしょう。それを地元が撤去してくれてるのは考えがもう本末転倒してます。そして、もしあそこが排水が出にくいだとか何かだったら、例えば漁港、仁科でも田子でもみんな西伊豆町つくってるわけじゃないすか公衆トイレ。そしたら、あそこは宇久須港は県の港湾ですよ。そしたら本来は県が、やっぱりああいう観光客なり利用客を見越してトイレをつくるのは本当ですよ。そうなれば、あそこの水門がありますよね。柴川から来る水門、あそこの左にね約そうですね200から300㎡ぐらいの荷さばき地があるんですよ。今ほとんど使ってない。あそこに極端のこと言えば、県に公衆トイレつくらせなさいよ。だって、県の港を使って釣りの客が来てるわけです。それが西伊豆町の責任だということであれば、今の所でなくてそこへつくりなさい。そうすれば、柴の区民は今のところになくれば、あそこに観光客が集まることないと。柴の区民の要望でもあるわけですよ。それをぜひ検討してもらいたい。もう時間がないので言いますけども、あと浪入ふれあい広場のトイレ、これ公衆トイレとは言えないですよ。ふだん鍵かけて我々使えないんですから、これの対応も考えてください。

それからもう一つ、最後に言わせてください。8月29日の伊豆新聞。使いやすくきれいってということで、これ下田市の須崎の区民会館の横に須崎の公衆トイレができて、地元の須崎区が景観や衛生面を問題視して、10年以上前から市に改築を要望してたと。男女の別のほかバリアフリー対応のトイレを備えた便器は全て洋式。こういう記事が載ってました。町内で多目的多機能のトイレがある公衆トイレってのは、平成28年に堂ヶ島瀬浜ここで作っていただきました。田子のみなと公園公衆トイレ、これ平成29年ここでもつくっていただきました。もうどんどん世間は公衆トイレといえども、やはり多目的多機能のトイレをつくってるわけですよ。ですからぜひこれから改修だとか建て直し、これがあるときには、こういうトイレに変えていく。そういうことを念頭に入れて検討していただきたいと思います。

時間来てますんでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

◎散会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分